

第 503 回 愛知地方最低賃金審議会 議事録

令和 3 年 8 月 23 日 (月)

午前 10 時 00 分～午前 10 時 50 分

名古屋合同庁舎 2 号館 3 階共用大会議室

出席者

(公益代表委員) 中山恵子会長、中山徳良会長代理、小野木委員、鈴木委員
長谷川委員

(労働者代表委員) 安藤委員、太田委員、木戸委員、中塚委員

(使用者代表委員) 江原委員、梶原委員、澁谷委員、太箸委員、堀江委員

(事務局) 伊藤愛知労働局長、岡田労働基準部長、高橋賃金課長、
西尾主任賃金指導官、木村課長補佐、宮下賃金指導官、
森賃金指導官、丹下賃金調査員、久保賃金調査員

発言者・発言内容

宮下賃金指導官

ただいまから第503回愛知地方最低賃金審議会を開催します。本日、労働者代表の中島委員が欠席ですが、委員総数の3分の2以上の出席が得られていますので定足数は満たしていることをご報告します。

また、本審議会は公開となっており、傍聴人がいることを併せて報告いたします。

本日、会議次第とともに資料 No. 1 には最低賃金に関する実態調査の確定値と、資料 No. 2 としまして 19 件の異議申出書写しをお手元にお配りしていますのでご確認ください。

それでは、以降の進行につきまして中山恵子会長、よろしく申し上げます。

中山恵子会長

本日の議事録の署名委員は、労働者側は中塚委員、使用者側は梶原委員、お願いします。

(中塚委員、梶原委員承諾)

中山恵子会長

審議に先立ちまして、局長からご挨拶があります。よろしく申し上げます。

伊藤愛知労働局長

本日も公労使各委員の皆様方、大変ご多用のところ、本日の審議会お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

去る、8月5日付けで審議会会長名によりまして、愛知県最低賃金の改定について、答申をいただいたところですが、この件に関しまして、この8月20日までの間に、後ほど説明がございしますが名古屋タクシー協会ほか18団体から異議申出書の提出があったところです。

本日は、この異議の申出に関しまして、最低賃金法の規定に基づき貴審議会のご意見を賜りたく、この後諮問させていただく運びとなっております。なにとぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中山恵子会長

続いて、本日の資料及び異議申出の経緯について、事務局からご説明ください。

高橋賃金課長

本年7月28日開催の第501回審議会、本審において、本年の最低賃金基礎調査結果総括表の暫定版を提出させていただいており、確定版につきましては、本年8月2日の専門部会において配付済ですが、本日資料No.1として、改めて本審資料として配付させていただきました。

現在適用の愛知県最低賃金927円未満の率（未満率）、こちらの暫定値は1.6%でしたが、本日お配りの確定値では1.5%となっています。

また、答申改定額の955円未満となる割合、いわゆる影響率は暫定値15.0%でしたが、確定値は15.8%となっています。

本年8月5日開催されました第502回審議会において、愛知県最低賃金の改正決定に係る答申を受け、同日より「意見に関する公示」を行っていました。

公示期間は8月20日までの15日間でありこの期間に19件の異議申出がありました。異議の概要は、のちほど説明をさせていただきます。

異議申出があった場合は、労働局長はその申出について、地方最低賃金審議会に意見を求めなければならないこととされており、この後、労働局長より審議会に対し、異議申出に係る審議を諮問いたします。

中山恵子会長

ただ今の事務局の説明について、ご質問等がありますか。

(質問なし)

中山恵子会長

ないようですので、議題に進みます。

本日の議題(1)愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出についてです。まず、局長から、異議申出に係る諮問があります。事務局で諮問の準備をお願いします。

(諮問文準備)

伊藤愛知労働局長

それでは、私から諮問文についてこの場で読み上げをさせていただきたいと思います。

愛労発基0823第1号
令和3年8月23日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子 殿

愛知労働局長 伊藤 正史

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (諮問)

標記について、別紙のとおり名古屋タクシー協会ほか18団体から最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

別紙に19団体掲げさせていただいていますが、この後事務局からご報告を差し上げますので、この場での読み上げは割愛をさせていただきます。

(局長より諮問文を会長に手交)

中山恵子会長

では、事務局で諮問文の写しを皆さんに配付願います。

(各委員、傍聴人に諮問文写しを配付)

中山恵子会長

続きまして、異議申出の内容について事務局からご説明ください。

高橋賃金課長

異議申出の書面は、その写しを本日の資料14ページから最終ページまでに、資料2-1から同19までとして全数添付しています。内容は、すべて事前に各委員の皆様へお渡し、確認をいただいているところでありますので、これより提出いただいた順に基づいて、申出の概要について申し上げます。なお、答申の内容以外に対する意見や重なるような内容及び団体名の敬称は省略させていただきます。

14ページからの資料2-1は、名古屋タクシー協会から提出がありました「異議申出書」写しです。異議の内容及び異議申出の理由として、タクシー業界は、新型コロナウイルス感染症の影響により、かつて経験したことのない利用者減少に伴う営業収入の落ち込みが長期間継続し、雇用調整助成金活用により雇用を維持しているものの、最低賃金の引上げに伴うこれ以上の人件費増は、設備投資や「安心安全」を維持する高度な健康診断等の健康管理への投資、安全装備を搭載した新型車両への入れ替えなどに必要な資金の確保が困難となるばかりでなく運転資金確保が困難となることから、事業継続すら難しい状況に至り、企業経営に大きく影響を及ぼす旨が記載されています。また、賃金の引上げはタクシー事業の生産性が向上して初めて可能となるものであって、売り上げ減少により通常の運転資金確保も困難な中、先行する最低賃金の引上げは、中小企業が大半を占めるタクシー産業にとって、廃業に迫りやるものであり、最低賃金の引上げを機に、賃金改定に充当する資金不足をもって事業を廃止するタクシー会社の増加が懸念され、最低賃金法第9条に規定する地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払い能力」を超えることは明らかであることから、雇用維持の観点からも最低賃金を上げる時期ではなく、タクシー事業の厳しい経営状況から愛知県最低賃金を1時間955円とする改正は、断じて容認することができない旨が記載されています。

16ページの資料2-2は、千種名東地域労働組合総連合から提出がありました「2021年の最低賃金改定にかかる異議申出書」の写しです。コロナ禍という異常な労働環境の中で、雇い止めやシフト削減による収入減など、非正規雇用・パートなどの不安定雇用労働者にとりわけ厳しい生活が押し寄せており、28円の引上げによる時間額955円では、生活改善は困難であることから、直ちに1000円、将来的には1500円を目指しての改定が必要と考える旨が記載されています。

17ページの資料2-3は愛知県教職員労働組合協議会（愛教労）から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書」写しです。愛知県内の市町村雇用の学校で働く非正規雇用労働者の多くは、現在時給1000円未満で働いており、生活が成り立たないためにダブルワークを行わざるを得ず、答申の28円の引上げでは月額4500円程度にしかならず、最低賃金を引上げ、誰でも8時間働けば最低限の生活を送れる最低賃金を求めるとして、最低賃金額をまずは1000円とし、速やかに1500円にする道筋を示すべきとの内容が記載されています。

18ページの資料2-4は全労連・全国一般労働組合愛知地方本部から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書」写しです。コロナ禍での労働者の暮らしは厳しく、今後も消費が冷え込めば会社の経営が困難となり存続自体が難しくなる企業が増え、解雇・倒産によりさらに経済が悪化する悪循環に落ち込むことが予想されることから最低賃金の大幅な引上げが必要であるとし、8時間働けば普通に暮らせる最低賃金額として1500円への引上げを求めるとともに中小企業を支える総合的な支援策を求める内容となっています。

19 ページからの資料 2-5 は愛知県タクシー協会から提出がありました「異議申出書」写しです。タクシー事業はドア to ドアで深夜早朝の需要に対応できる唯一の移動手段であり、高齢化が進む中、地域にとって必要不可欠な公共交通機関として、輸送サービスを安心・安全に提供すべく、乗務員の健康管理や高度な安全装備を備えた車両の導入などの設備投資を積極的に行い、配車アプリの導入やキャッシュレス化など、利便性や生産性の向上に資する取り組みを進めるも、輸送需要はリーマンショック以降の長期的減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、令和 2 年度の営業収入は、前年度比マイナス 43% と大幅減少と経営的にも大変深刻な状況にあり、多くのタクシー事業者は歩合給制を採用していることから、売上的大幅な減少により最低賃金割れとなる乗務員の賃金不足分を事業者が負担しなければならず、結果本年 3 月には 3 会員が事業廃止、昨年 1 月から本年 6 月までに 409 名 (14%) もの乗務員が離職するなど未曾有の危機に瀕している昨今の厳しい経済環境において、最低賃金の改定が進めば「通常の事業の賃金支払い能力」を超えることとなり、撤退事業者が多数発生し、地域における公共交通サービスが低下する事態や「地域からタクシーがなくなる」事態が発生しかねないとして、愛知県の最低賃金を 28 円引上げ 955 円とすることは、タクシー事業の経営実態、賃金支払能力から適切性を欠く旨が記載されています。

21 ページの資料 2-6 は全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 (建交労) から提出がありました「異議申立書」写しです。最低賃金に影響を受ける労働者は若い世代の単身者に限らず、子供を持つ父親・母親がそろって非正規雇用労働者であったり、シングル世帯で子育てしながら働くなど、労働者の置かれた状況は様々であって、最低賃金の引上げが生活を左右するとともに保護者の貧困は子供の貧困にも連鎖し、2019 年には 7 人に 1 人、13.9 パーセントの子供が貧困状態に置かれ、医療、食事、学習、進学などさまざまな面でハンディを背負わなければならず、28 円の引上げでは月 160 時間働いたとしても 4480 円の引上げにしかならないことから、貧困からの脱却はできず、生活の安定は見込めないと最低賃金を 1500 円にすることを近い将来の目標とし、直ちに 1000 円以上に引上げることが必要と記載されています。

22 ページからの資料 2-7 は日本自治体労働組合総連合愛知県本部から提出がありました「愛知県地域別最低賃金の改正に関する異議申出」写しです。愛知県内の半数の自治体 (県庁・市役所・役場) のうち、職員の最低時間給が最低賃金額と同額であった組織数が、2016 年では 10 であったものが、2021 年で 16 と増え、28 円増でさらに 24 組織増加し、最低賃金制度への依存度が高くなり、その役割がますます重要になってきているとして、労働者の賃金水準のベースとなっている最低賃金の大幅改善こそが喫緊の課題であり、大幅賃金改善として最低賃金「1500 円」に大きく近づく答申を求める旨が記載されています。

24 ページの資料 2-8 は愛知県社会保障推進協議会から提出がありました「2021 年愛知県最低賃金の改正決定にかかる愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書」写しです。最低賃金時間額を当面 1000 円に、早期に 1500 円への実現と、中小企業への支援策を強めるよう求めるとともに、当事者の発言の場を求める内容が記載されています。

25 ページの資料 2-9 は西三河地域労働組合総連合から提出がありました「2021 年愛知県最低賃金の改正決定にかかる愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書」写しです。最低賃金の底上げは現代日本の不公平な格差社会にメスを入れ、すべての人々が安心・安全を確保していくことができる社会につながるとして、最低賃金時間額を当面 1000 円に、その上ですみやかに時給 1500 円への引上げを求めるとともに、中小企業への支援が必要との内容が記載されています。

26 ページの資料 2-10 は全国福祉保育労働組合東海地方本部から提出がありました「2021 年度愛知県最低賃金改正決定にかかる愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立て書」写しです。福祉保育職場では正規・非正規を問わず最低賃金額に張り付くような賃金体系の労働者が多く存在しており、最低賃金の引上げは時間給労働者の賃金引上げにとどまらず、月給職員の初任給引上げにも大きく影響し、愛知地方最低賃金審議会において 28 円引上げの答申が出され、全国平均も 930 円になる見込みで、加重平均 1000 円の実現に向けて一步前進する内容となったものの、中央の最低賃金引上げ目安では不足であって、地方によっては 32 円の引上げや 29 円の引上げなど、目安額にとどまらない地方最低賃金審議会の答申結果があったことから愛知地方最低賃金審議会では最低賃金を大幅に引上げる議論が必要で、地域経済を活

性化させていくためにも最低賃金額を引上げ 1500 円、すくなくとも 1000 円とすること、最低賃金引上げに中小企業が対応できるよう支援を強めるよう国に働きかけること、福祉保育職場では国からの補助金が最低賃金引上げ額に応じる対応がなされていないため、事業所任せにせず、国、自治体での最低賃金引上げに応じた補助金となるよう求めること、が記載されています。

27 ページの資料 2-11 は生協労連愛知県協議会から提出がありました「2021 年度愛知県最低賃金額改定に対する異議申立書」写しです。答申どおり 955 円で確定した場合、一か月 155 時間就労で計算しても月額収入は 14 万 8025 円となり年収は 177 万 6300 円にしか達せず、生活に必要な費用が増加し続ける一方で賃金の上昇が追い付いておらず生活できる最低賃金への引上げを求めること、最低賃金に近い条件で働く多くの非正規雇用・中小企業労働者の実情を踏まえた最低賃金にするために、非正規雇用労働者の意見を直接聞くことは審議会の責務であり、異議に対する審議の場では異議申出に至った実情や真意が伝わるよう、非正規雇用労働者による意見陳述の機会を作ることを要請すること、最低賃金を都道府県ごとに決定することは、地域間格差をさらに拡大し人口流出による地域コミュニティの喪失などの悪影響を及ぼすことから、一刻も早く全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める旨が記載されています。

28 ページの資料 2-12 は愛知県労働組合総連合女性協議会から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書」写しです。エッセンシャルワーカーには最低賃金で働く女性労働者が多く、女性労働者が多くを占める非正規雇用労働者を、「家計補助的」で「安価な労働力」、「雇用の調整弁」とし、「世帯単位で見れば女性の働き方は家計補助的なものだから低賃金に置かれたままでいい」という考えを放置してきたことが、全体の低賃金構造を作り出しており、女性も男性も一人一人の労働者が、一人分の賃金で 8 時間働けば普通に暮らせる構造を作り出すための最低賃金の大幅な引上げを行うべきであるとし、最低賃金を上げた場合に賃金を上げなければならない労働者が多い業種は、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、女性労働者が多く就労している宿泊・飲食業、小売業と一致しており、女性の賃金水準の向上と雇用の安定のためにも最低賃金の引上げと中小企業支援の拡充を求めること、生計費として時給 1500 円程度は最低必要であること、現在の最低賃金額は家計補助的な労働の賃金水準で個人を単位として必要な生計費水準の最低賃金を考えるべきで、女性の貧困・子供の貧困をなくすために最低賃金の引上げが必要であること、女性労働者の 6 割近くは非正規労働者で、パート労働者が多数を占めており、男女賃金格差を是正するためには最低賃金の引上げが必要であること、女性の現役時代の低所得は老後の年金額にも反映され、女性が就労調整をせずに働くことを可能にし、男女問わずに生涯自立して生計を賄うに足る年金額の保障のため最低賃金額の大幅引上げが求められることが記載されています。

29 ページの資料 2-13 は愛知地域労働組合きずな東部支部から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書」写しです。時間額 955 円は新型コロナウイルス感染症拡大による収入減や、2019 年の消費税引上げによる可処分所得減少の穴埋めさえできておらず、労働者の生活実態からあまりにもかけ離れており、1 円の引上げに据え置かれた昨年の分まで最低賃金の大幅な引上げが必要であること及び最低賃金の影響を最も受ける中小零細・非正規労働者の意見陳述の場が必要であること、中小企業や小規模事業者の賃上げを可能とする生産性向上や公正取引等の環境整備や事業継続支援策の政府への要請を求める内容が記載されています。

30 ページの資料 2-14 は愛労連パート臨時労組連絡会から提出がありました「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書」写しです。国民の暮らしを支えるエッセンシャルワークの労働現場は低賃金の非正規雇用労働者が支えており、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るためには最低賃金の引上げが重要であり、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差解消、全国どこでも最低生計費を保障する時間給 1500 円以上に引上げることが必要であるとともに、中小企業支援策拡充が不可欠であるとする内容が記載されています。また、審議会での意見陳述を求める意見も記載されています。

31 ページの資料 2-15 は東三河労働組合総連合から提出がありました「愛知県最低賃金の

改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書」写しです。最低賃金 28 円UPは月額 4928 円程度の増額に過ぎないこと、中小企業への支援策を強く要望すること、意見陳述を求めることが記載されています。

32 ページからの資料 2-16 は愛知県労働組合総連合（愛労連）から提出がありました「愛知地方最低賃金審議会の意見に関する「異議申出書」」写しです。異議の理由の 1 項目として、従来、家計の補助的なものとみなされてきたパートなどの非正規雇用労働者は、雇用者の約 4 割を占め、コロナ禍で多くの非正規労働者が解雇・雇い止め・休業になり、その多くが女性で、シングルマザーに典型を見るように、自らの収入で生計を維持している人々が増加しつつある中、最低賃金は家計の補助ではなく、生計費をまかなえる水準でなければならないとして、25 歳の青年が名古屋市内のアパートで独り暮らしした場合の生計費を実態調査に基づき計算し、時間額 1500 円という結論を出し、まずは直ちに 1000 円に引上げるべきであることが記載されています。異議の理由の 2 項目として、33 ページから 38 ページにかけての添付資料のとおり、愛労連の比較（2018 年度）では愛知県最低賃金は生活保護費を下回っている旨が記載されています。異議の理由の 3 項目として、コロナ禍であっても 2020 年度の税収は過去最高となり、中でも法人税の伸びが顕著で、膨らみ続ける大企業の内部留保を活用した公正な取引の実現と中小企業への支援を強化すれば最低賃金の大幅引上げや全国一律最低賃金制度の実現は十分に可能であって、答申には中小企業支援について言及されていないので、適正価格による公正取引の確立と中小企業の法定福利費負担などに対する特別な財政措置について政府に要請する付帯事項を答申に盛り込むことを改めて要求する旨が記載されています。異議理由の 4 項目として専門部会が公開されておらず、意見陳述も行われていない審議会のあり方は納得できるものでない旨が記載されています。

39 ページからの資料 2-17 は愛知県医療介護福祉労働組合連合会（愛知県医労連）から提出がありました「愛知地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書」写しです。新型コロナウイルス感染症によるパンデミックから 1 年半が経過し医療・介護福祉労働者は国民のいのちと健康を守るため自らの感染リスクにも向き合い、強い行動制限も受け入れ、責任感と使命感で医療現場を支えてきたものの、コロナ禍での医療経営悪化の影響によって賃金を削減されており、最低賃金の大幅な引上げは、全産業平均よりも低い、医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、日本経済の立て直しに極めて重要であるとして、全国どこでも月額 24 万円（時給 1500 円）以上が必要であり最低賃金はこの水準に引上げるべきであること、最高額の東京（1041 円）と今回の答申の愛知県（955 円）との差は 86 円に及び、働く県によって、初任給月額格差が約 10 万円にもなる実態の解消なくして医師、看護師、介護職員の地域間偏在は解消できないことから再審議し早期に 1000 円への到達、1500 円に到達するまでの計画を論議すべき旨が記載されています。また、意見陳述を求める意見も記載されています。

41 ページの資料 2-18 は愛知県医療介護福祉労働組合連合会青年部から提出がありました「2021 年度愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書」写しです。愛知県最低賃金時間給 955 円では自立した生活を送ることができず、結婚して子供を育てられる環境にほど遠いとして、早期に 1000 円への引上げと、1500 円に到達するまでの計画的審議を求める旨が記載されています。

42 ページの資料 2-19 は愛知民医連労働組合連合会から提出がありました「2021 年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出」写しです。医療介護福祉労働者は専門職でありながら、最低賃金近傍で働いており愛知県最低賃金 955 円では生計費原則に基づいた保障となっておらず、愛知県最低賃金 1000 円への引上げの再審議を求め、1500 円への引上げの計画を求める内容となっています。

以上 19 件の異議申出がありましたので概要をご説明しました。

中山恵子会長

ただ今のご説明に関しまして、質問等いかがですか。

（ 質問なし ）

中山恵子会長

ないようですので、異議の申出についての審議に入ります。その前に異議の申出に対して、労使双方のご意見を伺いたいと思います。まず、労働者側のご意見はいかがでしょうか。

中塚委員

いま説明いただいた異議申出の、特に労働者団体から提出をされた内容につきましては、求める考え方など含めて審議会の中で労働者側委員が主張してきた内容と方向性とは同じだと捉えています。経済の活性化でしたり、労働者の働きの価値に見合った水準の確保に向けて、最低賃金の引上げ、これを求めて審議に臨んでまいりました。

結果として、私どもが主張した金額には及ばなかったものの、目安審議の公益見解でしたり、審議会の中で議論を重ねた結果として、労働者側委員としても判断をしてまいりました。私どもが求める、誰もが1,000円の早期実現に向けては、今回様々ご意見いただいておりますけれども、これら含めて次年度の審議に臨んでいきたいと思っております。

ただその実現のためには、異議申出の内容にも記載がされています中小企業への支援、これが何よりも重要だと捉えております。この点については、前回の本審の中でも労働者側としても発言をさせていただきました。

また、伊藤労働局長からは、それら意見に対する「受け止め」ということでも、ご発言をいただいたと認識をしております。改めて、実行に移していただくこと、これを強く求めるとともに私たちとしても様々な状況をしかりと把握しながら、様々な場面で労働者の立場から意見を発信していきたいとも考えています。

よって、今回の異議申出の内容につきましては、意を尊重しながらも、愛知県最低賃金の答申に関しては、現行どおりで問題ないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

中山恵子会長

ありがとうございました。続きまして、使用者側からご意見を申し上げます。

梶原委員

今回、異議申立ということで19件いただいております。その中で、2件が使用者側、経営者側ということでご意見をいただいております。この中で、異議申立としていただいているご意見については、私ども使用者側委員としても内容につきまして、意見を異にすることではございません。実際に、我々審議会の場では、このようなコロナの大変な時期につきましては、経営者側については雇用の維持と事業の継続が最優先課題だという形で、本年度についても最低賃金を上げる状況にはないことを強く主張させていただいたところです。また、その発行にあたりましては中小企業への対策、支援についてこれまで以上に的確なものをタイムリーにして欲しいというようなことを申し上げたところです。その内容について重なることではあります。この場で改めてお願いしたいことですが、先ほど今年の影響率、未満率の数字の確定値が出たと労働局からお話がありましたが、こうした経営が厳しい時期でございますので、未満率について昨年よりも大幅に上昇する可能性が高いと思っておりますので、中小企業においては、法律は当然認識していますが、不本意ながら賃金を上げることが出来ない企業もたくさん発生することも予想されますので、行政側に対するお願いとして、先ほどと重なるのですが最低賃金が払えないことで、ただ単に取り締まるのではなくて賃金を上げる環境整備に対する支援、こちらの方にももう少し比重をかけて各企業に対する、特に中小企業、小規模企業に対する行政支援をいただくことをこの場で改めてお願い申し上げたいと思っております。

最低賃金の答申結果ですので、我々としても大変残念、懸念される状況ではありますが、答申された内容については尊重せざるを得ないのが、今回我々の意見で申し上げたいと思っております。

中山恵子会長

ありがとうございます。ただいま労働者側、使用者側各委員からご意見をいただきましたので、議論をまとめさせていただきます。

審議に当たりましては、新型コロナウイルス蔓延による影響で、愛知県の経済・雇用の実態を見極めつつ、労働者の生活への影響、労働者の生計費及び賃金、並びに通常の事業の賃金支払い能力等を考慮しまして、中央最低賃金審議会の公益委員見解である目安を十分に参酌するとともに、最低賃金に関する基礎調査による統計結果も踏まえ公使労三者で真摯な審議を重ねてまいりました。

そのうえで、使用者団体、労働者団体から提出されました異議申出書のご意見も踏まえまして申し上げますと、審議会としては異議申出された内容を含めて、すでに議論を尽くし、本年8月5日付けの答申に至ったものと考えられます。以上のことから、答申を見直す必要は特になく、答申どおり決定することが適切であるという結論として、異議申出に対する答申とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(全委員承認)

中山恵子会長

ありがとうございます。ご承認いただきましたので、異議申出について答申文の審議に入ります。事務局で答申文(案)を準備して、配付をお願いします。

(答申文(案)を配付)

中山恵子会長

それでは、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

西尾主任賃金指導官

それでは読み上げます。

(案)

令和3年8月23日

愛知労働局長

伊藤正史殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山恵子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和3年8月23日、貴職から、愛知県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、別紙19団体からの異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したことを答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

別紙につきましては、本日の諮問文と同様のため、省略させていただきます。

中山恵子会長

中山恵子会長

ただいまの答申文（案）に対しまして、ご意見ありますでしょうか。

（ 意見なし ）

中山恵子会長

特にないようですので、答申文（案）の（案）を削除し、当審議会の意見として局長へ答申することとしてよろしいでしょうか。

（ 全委員承認 ）

中山恵子会長

ありがとうございます。ご承認いただきましたので、事務局で答申文を準備ください。

（ 会長から局長に答申文を手交 ）

中山恵子会長

ここで、局長から答申のお礼があります。局長、よろしくお願ひします。

伊藤愛知労働局長

ただ今、いただいた答申に関しまして改めて御礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。この度、計 19 団体から提出をされました愛知県最低賃金改正決定に関する異議申出に関しまして、本日、本審議会において慎重にご審議をいただいた結果、「令和 3 年 8 月 5 日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をただいま頂戴したところでございます。

本年 7 月 1 日の諮問以降、本日に至るまで集中的に、また熱心なご審議いただきましたこと、改めて熱く御礼申し上げたいと存じます。

先般、8 月 5 日、また本日の審議におきましても各委員から最低賃金引上げに向けての中小企業に対する支援、社会環境全体の醸成、更には個別企業に対するきめ細かいフォロー等の観点から極めて重要な点に関するご意見、コメントを頂戴したものと、労働局長として重く受け止めているところでございます。私ども労働局と致しまして、この間の審議の中でいただいたご意見等、十分に踏まえた上で今後改定をされます、改定最低賃金の周知広報及びこれを踏まえた履行確保に管内、監督署、ハローワークを含めての労働局、総力を挙げて対応していきたいと考えているところでございます。

また、最低賃金改定、引上げに向けて極めて重要な中小企業、小規模事業者に対する各種支援策、既に厚生労働本省からも一部その方針、概要が示されているところでございますけれども、私共労働局としての総合力を発揮致しまして、これら各種支援策に関しまして、労使団体はもとより、県内各自治体等関係機関の十分な協力も得ながら連携をし、積極的な浸透、利活用の促進を図っていきたいと考えているところでございます。

委員の皆様方におかれましても、これら最低賃金改定に係る履行確保、環境整備も含めましてそれぞれのお立場から一層のご助力等をいただければありがたく存ずるところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、これから 9 月に向けまして、特定最低賃金の改定に関わりましても審議が計画をされているところでございます。委員の皆様方には引き続き、これらご審議をお願ひ申し上げたく、なにとぞよろしくお願ひを申し上げます。

以上を申し上げまして、本日頂戴した答申に対する御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

中山恵子会長

では、本日の答申をもちまして、愛知県最低賃金の審議は終了しました。従いまして前回審議会で決定しましたとおり、愛知県最低賃金専門部会は、本日をもって廃止となります。

次に、議題（2）その他について、何かありますか。

（ 特になし ）

中山恵子会長

ないようですので、事務局から連絡事項等があればお願いします。

高橋賃金課長

今後のスケジュールについてご説明します。

本審議会終了後、直ちに愛知県最低賃金の改正決定に係る官報公示の手続を行います。官報公示の予定は9月1日であり、公示の日から起算して30日を経過した日の10月1日が効力発生日となります。

中山恵子会長

最後になにかございますか。

（ 特になし ）

中山恵子会長

よろしいですか。では、本日の審議会はこれで閉会とさせていただきます。お忙しい中ご参集いただき、誠にありがとうございました。

（ 署 名 欄 ）

会 長



（中山恵子会長）

労働者側代表委員



（中塚委員）

使用者側代表委員



（梶原委員）

第 503 回 愛知地方最低賃金審議会

日 時 令和 3 年 8 月 23 日 (月) 午前 10 時 00 分から
場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出について

(2) その他

3 閉 会

第 503 回 愛知地方最低賃金審議会 配席図

令和 3 年 8 月 23 日 (月)

午前 10 時 00 分～

名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室



鈴木 委員	小野木 委員	中山(恵) 会長	中山(徳) 会長代理	長谷川 委員
----------	-----------	-------------	---------------	-----------

公益委員

江原 委員
梶原 委員
澁谷 委員
太箸 委員
堀江 委員

使用者側委員

安藤 委員
太田 委員
木戸 委員
中島 委員
中塚 委員

労働者側委員

主任 賃金指導官	賃金課長	労働局長	労働基準部長	賃金指導官
-------------	------	------	--------	-------

事務局

入口

資 料 目 次

資 料

1 令和3年最低賃金に関する実態調査について（確定値）

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 〔 | 総括表（1）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表） | 〕 |
| | 総括表（2）（産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表） | |

2 異議申出団体

- 1 名古屋タクシー協会
- 2 千種名東地域労働組合総連合
- 3 愛知県教職員労働組合協議会（愛教労）
- 4 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部
- 5 愛知県タクシー協会
- 6 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部（建交労）
- 7 日本自治体労働組合総連合愛知県本部
- 8 愛知県社会保障推進協議会
- 9 西三河地域労働組合総連合
- 10 全国福祉保育労働組合東海地方本部
- 11 生協労連愛知県協議会
- 12 愛知県労働組合総連合女性協議会
- 13 愛知地域労働組合きずな東部支部

- 14 愛労連パート臨時労組連絡会
- 15 東三河労働組合総連合
- 16 愛知県労働組合総連合(愛労連)
- 17 愛知県医療介護福祉労働組合連合会(愛知県医労連)
- 18 愛知県医療介護福祉労働組合連合会青年部
- 19 愛知民医連労働組合連合会

令和3年 最低賃金に関する実態調査について（確定値）

＜調査の概要＞

1 調査の目的

最低賃金法に基づいて、最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資することを目的として、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態を把握すること。

2 調査の範囲

(1) 対象地域：愛知県全域

(2) 対象産業、事業所規模

産業	規模
製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業	100人未満
卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、 宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）	30人未満

3 調査方法

母集団は、「平成28年経済センサス」における母集団のうち、上記産業、規模の調査対象事業所数約98,000事業所であり、地域（愛知県全域）、規模（1～9人、10～29人、30～99人、）ごとに一定の割合で選定した事業所2,961に対し標本調査を実施した。

（7月31日現在の有効回答 標本労働者数14,501人 事業所数1,409）

4 調査対象労働者、項目

対象労働者：令和3年6月1日において上記事業所に雇用される労働者

調査項目：一般・パートの別、年齢、勤続年数、職種、6月分の賃金形態、基本給額、手当額、月間所定労働日数、所定労働時間数等

5 調査組織、調査実施期間

愛知労働局（労働基準部賃金課）、令和3年5月～7月

03年 総括表(1) (産業・就業形態別の資金額階級別、規模別、地域別、年齢別表) 産業：(全て) 就業形態：(全て) 産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内資金額 (3年当を除く)	規模別				地域別				年齢別					
	合計	1~9人	10~29人	30~99人	愛知県				17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,402,500	510,917	672,031	219,552	1,402,500				9,294	33,759	983,179	127,506	102,161	146,600
円	16,625	8,201	6,405	2,019	16,625				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.3)	(1.5)	(3.4)
915	16,625	8,201	6,405	2,019	16,625				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.3)	(1.5)	(3.4)
916	16,625	8,201	6,405	2,019	16,625				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.3)	(1.5)	(3.4)
917	16,625	8,201	6,405	2,019	16,625				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.3)	(1.5)	(3.4)
918	16,639	8,201	6,405	2,033	16,639				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.3)	(1.5)	(3.5)
919	16,639	8,201	6,405	2,033	16,639				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.3)	(1.5)	(3.5)
920	16,689	8,205	6,450	2,033	16,689				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.3)	(1.5)	(3.5)
921	16,711	8,228	6,450	2,033	16,711				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.3)	(1.5)	(3.5)
922	16,738	8,228	6,477	2,033	16,738				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.4)	(1.5)	(3.5)
923	17,525	8,228	6,733	2,564	17,525				(1.2)	(2.8)	(0.8)	(1.8)	(1.5)	(3.5)
924	19,580	8,792	8,197	2,591	19,580				(1.4)	(2.8)	(0.9)	(1.8)	(1.5)	(3.8)
925	19,582	8,794	8,197	2,591	19,582				(1.4)	(2.8)	(0.9)	(1.8)	(1.5)	(3.8)
926	20,705	8,844	8,197	3,663	20,705				(1.5)	(4.4)	(0.9)	(1.8)	(1.5)	(4.2)
927	63,083	27,242	29,908	5,933	63,083				(4.5)	(5.8)	(3.4)	(3.9)	(4.1)	(12.9)
928	64,116	27,264	30,867	5,985	64,116				(4.6)	(5.8)	(3.4)	(3.9)	(4.1)	(13.3)
929	66,350	27,278	32,950	6,123	66,350				(4.7)	(5.8)	(3.5)	(4.0)	(4.1)	(14.1)
930	130,287	58,353	56,593	15,341	130,287				(8.4)	(13.5)	(7.8)	(5.9)	(7.0)	(21.1)
931	131,284	58,704	57,235	15,345	131,284				(8.5)	(13.5)	(7.9)	(5.9)	(7.0)	(21.1)
932	131,885	58,704	57,241	15,940	131,885				(8.5)	(13.6)	(7.9)	(6.3)	(7.0)	(21.1)
933	132,251	58,704	57,276	16,270	132,251				(8.5)	(13.6)	(7.9)	(6.3)	(7.0)	(21.1)
934	132,873	58,704	57,819	16,350	132,873				(8.6)	(13.6)	(8.0)	(6.3)	(7.0)	(21.1)
935	135,171	59,397	59,388	16,386	135,171				(8.8)	(13.6)	(8.2)	(6.4)	(7.1)	(21.3)
936	135,869	59,404	60,061	16,404	135,869				(8.9)	(13.6)	(8.2)	(6.4)	(7.1)	(21.3)
937	136,975	60,106	60,466	16,404	136,975				(9.0)	(13.7)	(8.3)	(6.4)	(7.1)	(21.3)
938	137,440	60,469	60,826	16,445	137,440				(9.1)	(13.7)	(8.4)	(6.4)	(7.1)	(21.3)
939	137,985	60,690	60,850	16,445	137,985				(9.1)	(13.7)	(8.4)	(6.4)	(7.1)	(21.5)

現行最低賃金

940	940	156,008	67,734	70,418	17,857	156,008					4,761	6,157	90,709	9,692	8,886	35,803
		(11.1)	(13.3)	(10.5)	(8.1)	(11.1)					(51.2)	(18.2)	(9.2)	(7.6)	(8.7)	(24.4)
941	941	156,430	67,778	70,795	17,857	156,430					4,761	6,157	90,717	9,692	9,278	35,825
		(11.2)	(13.3)	(10.5)	(8.1)	(11.2)					(51.2)	(18.2)	(9.2)	(7.6)	(9.1)	(24.4)
942	942	157,221	68,087	70,801	18,332	157,221					4,761	6,157	91,508	9,692	9,278	35,825
		(11.2)	(13.3)	(10.5)	(8.3)	(11.2)					(51.2)	(18.2)	(9.3)	(7.6)	(9.1)	(24.4)
943	943	158,057	68,087	71,106	18,864	158,057					4,761	6,159	92,039	9,692	9,582	35,825
		(11.3)	(13.3)	(10.6)	(8.6)	(11.3)					(51.2)	(18.2)	(9.4)	(7.6)	(9.4)	(24.4)
944	944	159,177	69,130	71,184	18,864	159,177					4,761	6,159	92,428	9,914	9,582	36,334
		(11.3)	(13.5)	(10.6)	(8.6)	(11.3)					(51.2)	(18.2)	(9.4)	(7.8)	(9.4)	(24.8)
945	945	160,220	69,174	71,992	19,054	160,220					4,761	6,159	93,351	10,007	9,596	36,346
		(11.4)	(13.5)	(10.7)	(8.7)	(11.4)					(51.2)	(18.2)	(9.5)	(7.8)	(9.4)	(24.8)
946	946	160,945	69,180	72,669	19,096	160,945					4,761	6,159	93,431	10,007	10,224	36,363
		(11.5)	(13.5)	(10.8)	(8.7)	(11.5)					(51.2)	(18.2)	(9.5)	(7.8)	(10.0)	(24.8)
947	947	162,203	69,892	72,683	19,627	162,203					4,761	6,159	94,642	10,021	10,238	36,382
		(11.6)	(13.7)	(10.8)	(8.9)	(11.6)					(51.2)	(18.2)	(9.6)	(7.9)	(10.0)	(24.8)
948	948	163,059	69,919	73,117	20,023	163,059					4,761	6,159	94,849	10,089	10,641	36,560
		(11.6)	(13.7)	(10.9)	(9.1)	(11.6)					(51.2)	(18.2)	(9.6)	(7.9)	(10.4)	(24.9)
949	949	163,373	69,923	73,427	20,023	163,373					4,761	6,159	94,876	10,089	10,928	36,560
		(11.6)	(13.7)	(10.9)	(9.1)	(11.6)					(51.2)	(18.2)	(9.6)	(7.9)	(10.7)	(24.9)
950	950	218,390	90,756	97,485	30,150	218,390					7,202	11,438	122,704	15,095	17,278	44,674
		(15.6)	(17.8)	(14.5)	(13.7)	(15.6)					(71.5)	(33.9)	(12.5)	(11.8)	(16.9)	(30.5)
951	951	221,176	91,435	99,591	30,150	221,176					7,202	11,438	124,524	15,435	17,904	44,674
		(15.8)	(17.9)	(14.8)	(13.7)	(15.8)					(71.5)	(33.9)	(12.7)	(12.1)	(17.5)	(30.5)
952	952	221,521	91,766	99,598	30,157	221,521					7,202	11,438	124,530	15,441	17,904	45,007
		(15.8)	(18.0)	(14.8)	(13.7)	(15.8)					(71.5)	(33.9)	(12.7)	(12.1)	(17.5)	(30.7)
953	953	221,525	91,766	99,598	30,161	221,525					7,202	11,438	124,534	15,441	17,904	45,007
		(15.8)	(18.0)	(14.8)	(13.7)	(15.8)					(71.5)	(33.9)	(12.7)	(12.1)	(17.5)	(30.7)
954	954	222,065	91,766	100,133	30,165	222,065					7,202	11,438	125,074	15,441	17,904	45,007
		(15.8)	(18.0)	(14.9)	(13.7)	(15.8)					(71.5)	(33.9)	(12.7)	(12.1)	(17.5)	(30.7)
955	955	222,810	91,769	100,744	30,297	222,810					7,202	11,438	125,719	15,449	17,995	45,007
		(15.9)	(18.0)	(15.0)	(13.8)	(15.9)					(71.5)	(33.9)	(12.8)	(12.1)	(17.6)	(30.7)
956	956	223,520	92,070	101,116	30,333	223,520					7,202	11,473	126,388	15,484	17,995	45,007
		(15.9)	(18.0)	(15.0)	(13.8)	(15.9)					(71.5)	(34.0)	(12.9)	(12.1)	(17.6)	(30.7)
957	957	227,197	92,514	103,781	30,901	227,197					7,202	11,473	129,599	15,540	18,039	45,345
		(16.2)	(18.1)	(15.4)	(14.1)	(16.2)					(71.5)	(34.0)	(13.2)	(12.2)	(17.7)	(30.9)
958	958	228,071	92,536	104,633	30,901	228,071					7,202	11,473	129,914	15,540	18,039	45,903
		(16.3)	(18.1)	(15.6)	(14.1)	(16.3)					(71.5)	(34.0)	(13.2)	(12.2)	(17.7)	(31.3)
959	959	228,707	92,823	104,958	30,926	228,707					7,202	11,473	130,551	15,540	18,039	45,903
		(16.3)	(18.2)	(15.6)	(14.1)	(16.3)					(71.5)	(34.0)	(13.3)	(12.2)	(17.7)	(31.3)
960	960	244,839	98,258	113,192	33,389	244,839					7,458	11,981	142,109	17,956	18,964	46,372
		(17.5)	(19.2)	(16.8)	(15.2)	(17.5)					(80.2)	(35.5)	(14.5)	(14.1)	(18.6)	(31.6)
961	961	245,420	98,740	113,226	33,454	245,420					7,458	11,981	142,690	17,956	18,964	46,372
		(17.5)	(19.3)	(16.8)	(15.2)	(17.5)					(80.2)	(35.5)	(14.5)	(14.1)	(18.6)	(31.6)
962	962	246,284	99,027	113,568	33,689	246,284					7,458	11,999	143,203	17,983	18,964	46,679
		(17.6)	(19.4)	(16.9)	(15.3)	(17.6)					(80.2)	(35.5)	(14.6)	(14.1)	(18.6)	(31.8)
963	963	246,367	99,027	113,651	33,689	246,367					7,458	11,999	143,286	17,983	18,964	46,679
		(17.6)	(19.4)	(16.9)	(15.3)	(17.6)					(80.2)	(35.5)	(14.6)	(14.1)	(18.6)	(31.8)
964	964	248,580	99,993	114,897	33,689	248,580					7,458	11,999	145,470	17,983	18,986	46,685
		(17.7)	(19.6)	(17.1)	(15.3)	(17.7)					(80.2)	(35.5)	(14.8)	(14.1)	(18.6)	(31.8)
965	965	249,461	100,748	114,953	33,760	249,461					7,458	11,999	146,200	18,000	19,001	46,744
		(17.8)	(19.7)	(17.1)	(15.4)	(17.8)					(80.2)	(35.5)	(14.9)	(14.1)	(18.6)	(31.9)
966	966	250,806	101,776	115,218	33,813	250,806					7,458	11,999	147,597	18,000	19,009	46,744
		(17.9)	(19.9)	(17.1)	(15.4)	(17.9)					(80.2)	(35.5)	(15.0)	(14.1)	(18.6)	(31.9)
967	967	251,990	102,598	115,512	33,880	251,990					7,458	11,999	148,420	18,014	19,009	47,091
		(18.0)	(20.1)	(17.2)	(15.4)	(18.0)					(80.2)	(35.5)	(15.1)	(14.1)	(18.6)	(32.1)

改正後原簿底資金

総括表(2) (産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別)
03年

就業形態：(全C) 産業：(全C)

時間当り所定内賃金額 (9半当を除く)	合計		男						女						
	男性計	女性計	17歳以下	18~19歳	20~4歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	17歳以下	18~19歳	20~4歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	
計	1,402,500	708,431	3,829	12,323	516,782	58,854	45,587	71,056	694,069	5,465	21,437	466,397	66,652	56,574	75,544
円	16,625	6,212	(0.9)	29	2,806	(0.5)	1,479	1,898	10,413	(4.3)	925	4,600	1,718	18	3,153
915 -	16,625	6,212	(0.9)	29	2,806	(0.5)	1,479	1,898	10,413	(4.3)	925	4,600	1,718	18	3,153
916 -	16,625	6,212	(0.9)	29	2,806	(0.5)	1,479	1,898	10,413	(4.3)	925	4,600	1,718	18	3,153
917 -	16,625	6,212	(0.9)	29	2,806	(0.5)	1,479	1,898	10,413	(4.3)	925	4,600	1,718	18	3,153
918 -	16,639	6,226	(0.9)	29	2,806	(0.5)	1,479	1,912	10,413	(4.3)	925	4,600	1,718	18	3,153
919 -	16,639	6,226	(0.9)	29	2,806	(0.5)	1,479	1,912	10,413	(4.3)	925	4,600	1,718	18	3,153
920 -	16,689	6,251	(0.9)	29	2,826	(0.5)	1,479	1,916	10,438	(4.3)	925	4,625	1,718	18	3,153
921 -	16,711	6,251	(0.9)	29	2,826	(0.5)	1,479	1,916	10,460	(4.3)	925	4,625	1,740	18	3,153
922 -	16,738	6,251	(0.9)	29	2,826	(0.5)	1,479	1,916	10,487	(4.3)	925	4,631	1,740	18	3,153
923 -	17,525	6,251	(0.9)	29	2,826	(0.5)	1,479	1,916	11,274	(4.3)	925	4,887	2,271	38	3,153
924 -	19,580	6,841	(1.0)	29	2,853	(0.6)	1,479	2,480	12,739	(4.3)	925	6,352	2,271	38	3,153
925 -	19,582	6,841	(1.0)	29	2,853	(0.6)	1,479	2,480	12,741	(4.3)	925	6,352	2,274	38	3,153
926 -	20,705	7,938	(1.1)	561	2,862	(0.6)	1,479	3,036	12,767	(4.3)	925	6,352	2,276	40	3,174
927 -	63,083	19,339	(2.8)	561	8,392	(1.6)	1,479	9,098	43,544	(6.3)	1,400	24,664	5,012	2,659	9,802
928 -	64,116	19,369	(2.8)	561	8,421	(1.6)	1,479	9,098	44,547	(6.4)	1,400	25,014	5,018	2,676	10,432
929 -	66,350	19,614	(2.8)	568	8,455	(1.6)	1,479	9,102	46,736	(6.4)	1,400	26,050	5,045	2,676	11,559
930 -	130,287	29,603	(4.2)	576	12,604	(2.4)	1,954	11,829	100,684	(20.0)	3,989	63,719	7,519	5,225	19,141
931 -	131,294	29,607	(4.2)	576	12,604	(2.4)	1,954	11,829	101,677	(20.0)	3,989	64,711	7,519	5,225	19,141
932 -	131,885	29,663	(4.2)	601	12,628	(2.4)	1,954	11,825	102,222	(20.0)	3,989	64,725	8,050	5,225	19,141
933 -	132,251	29,885	(4.2)	601	12,846	(2.5)	1,954	11,829	102,366	(20.0)	3,989	64,836	8,076	5,233	19,141
934 -	132,873	29,885	(4.2)	603	12,846	(2.5)	1,954	11,829	102,988	(20.0)	3,989	65,458	8,076	5,233	19,141
935 -	135,171	29,900	(4.2)	603	12,846	(2.5)	1,954	11,842	105,271	(20.0)	3,992	67,421	8,103	5,250	19,414
936 -	135,869	29,900	(4.2)	603	12,846	(2.5)	1,954	11,842	105,969	(20.0)	3,992	68,119	8,103	5,250	19,414
937 -	136,975	30,902	(4.3)	603	13,448	(2.6)	1,954	11,842	106,374	(20.0)	4,012	68,491	8,103	5,250	19,427
938 -	137,440	30,991	(4.3)	603	13,920	(2.7)	1,963	11,850	106,449	(20.0)	4,033	68,540	8,103	5,250	19,432
939 -	137,985	31,011	(4.3)	603	13,941	(2.7)	1,963	11,850	106,974	(20.0)	4,033	68,644	8,103	5,250	19,653
940 -	156,008	33,900	(4.8)	603	15,101	(2.9)	1,963	13,478	122,208	(20.0)	5,554	75,608	9,682	6,923	22,324
941 -	156,430	33,900	(4.8)	603	15,101	(2.9)	1,963	13,478	122,630	(20.0)	5,554	75,616	9,682	6,923	22,346
942 -	157,221	33,904	(4.8)	603	15,106	(2.9)	1,963	13,478	123,416	(20.0)	5,554	76,402	9,682	7,315	22,346
943 -	158,057	34,337	(4.8)	604	15,637	(3.0)	1,963	13,478	123,720	(20.0)	5,564	76,402	9,682	7,315	22,346
	159,177	34,376	(4.8)	604	16,025	(3.0)	1,963	13,507	124,201	(20.0)	5,554	76,402	9,682	7,315	22,827

現行標準賃金

944	944	(11.3)	(4.9)	(69.1)	(4.9)	(3.1)	(0.4)	(4.3)	(19.0)	(17.9)	(38.7)	(25.9)	(16.4)	(14.1)	(13.5)	(30.2)
		160,220	35,110	2,645	604	16,159	232	1,963	13,507	125,111	2,116	5,554	77,193	9,775	7,633	22,839
		(11.4)	(5.0)	(69.1)	(4.9)	(3.1)	(0.4)	(4.3)	(19.0)	(18.0)	(38.7)	(25.9)	(16.6)	(14.2)	(13.5)	(30.2)
945	945	160,945	35,133	2,645	604	16,165	232	1,963	13,524	125,812	2,116	5,554	77,267	9,775	8,261	22,839
		(11.5)	(5.0)	(69.1)	(4.9)	(3.1)	(0.4)	(4.3)	(19.0)	(18.1)	(38.7)	(25.9)	(16.6)	(14.2)	(14.6)	(30.2)
946	946	162,203	35,824	2,645	604	16,842	232	1,977	13,524	126,379	2,116	5,554	77,800	9,789	8,261	22,858
		(11.6)	(5.1)	(69.1)	(4.9)	(3.3)	(0.4)	(4.3)	(19.0)	(18.2)	(38.7)	(25.9)	(16.7)	(14.3)	(14.6)	(30.3)
947	947	163,059	36,204	2,645	604	17,044	276	2,021	13,614	126,854	2,116	5,554	77,800	9,813	8,620	22,946
		(11.6)	(5.1)	(69.1)	(4.9)	(3.3)	(0.5)	(4.4)	(19.2)	(18.3)	(38.7)	(25.9)	(16.7)	(14.3)	(15.2)	(30.4)
948	948	163,373	36,212	2,645	604	17,044	276	2,028	13,614	127,162	2,116	5,554	77,832	9,813	8,900	22,946
		(11.6)	(5.1)	(69.1)	(4.9)	(3.3)	(0.5)	(4.4)	(19.2)	(18.3)	(38.7)	(25.9)	(16.7)	(14.3)	(15.7)	(30.4)
949	949	218,390	44,048	2,645	1,996	20,934	591	2,323	15,959	174,343	4,557	9,442	101,770	14,905	14,954	29,115
		(15.8)	(6.3)	(69.1)	(16.2)	(4.1)	(1.0)	(5.7)	(21.9)	(25.5)	(63.4)	(44.0)	(22.2)	(21.6)	(27.1)	(38.5)
950	950	221,525	44,646	2,645	1,996	20,941	591	2,579	15,959	176,865	4,557	9,442	103,583	14,844	15,324	29,115
		(15.8)	(6.3)	(69.1)	(16.2)	(4.1)	(1.0)	(5.7)	(21.9)	(25.5)	(63.4)	(44.0)	(22.2)	(21.6)	(27.1)	(38.5)
951	951	222,065	44,646	2,645	1,996	20,941	591	2,579	15,959	176,865	4,557	9,442	103,583	14,844	15,324	29,115
		(15.8)	(6.3)	(69.1)	(16.2)	(4.1)	(1.0)	(5.7)	(21.9)	(25.5)	(63.4)	(44.0)	(22.2)	(21.6)	(27.1)	(38.5)
952	952	222,810	44,719	2,645	1,996	20,962	591	2,632	15,892	178,092	4,557	9,442	104,757	14,858	15,363	29,115
		(15.9)	(6.3)	(69.1)	(16.2)	(4.1)	(1.0)	(5.8)	(22.4)	(25.7)	(63.4)	(44.0)	(22.5)	(21.6)	(27.2)	(38.5)
953	953	223,320	44,719	2,645	1,996	20,962	591	2,632	15,892	178,092	4,557	9,478	106,395	14,894	15,363	29,115
		(15.9)	(6.3)	(69.1)	(16.2)	(4.1)	(1.0)	(5.8)	(22.4)	(25.8)	(63.4)	(44.2)	(22.6)	(21.7)	(27.2)	(38.5)
954	954	227,197	45,443	2,645	1,996	21,588	626	2,632	15,955	181,754	4,557	9,478	108,011	14,914	15,406	29,389
		(16.2)	(6.4)	(69.1)	(16.2)	(4.2)	(1.1)	(5.8)	(22.5)	(26.2)	(63.4)	(44.2)	(23.2)	(21.7)	(27.2)	(38.9)
955	955	228,071	45,780	2,645	1,996	21,904	626	2,632	15,977	182,290	4,557	9,478	108,011	14,914	15,406	29,525
		(16.3)	(6.5)	(69.1)	(16.2)	(4.2)	(1.1)	(5.8)	(22.5)	(26.3)	(63.4)	(44.2)	(23.2)	(21.7)	(27.2)	(39.6)
956	956	244,839	47,964	2,901	1,996	23,713	644	2,640	16,069	196,875	4,557	9,985	118,396	17,312	16,323	30,303
		(17.5)	(6.8)	(75.8)	(16.2)	(4.6)	(1.1)	(5.8)	(22.6)	(28.4)	(63.4)	(46.7)	(25.6)	(25.2)	(28.9)	(40.1)
957	957	245,620	48,063	2,901	1,996	23,811	644	2,640	16,069	197,358	4,557	9,985	118,378	17,312	16,323	30,303
		(17.5)	(6.8)	(75.8)	(16.2)	(4.6)	(1.1)	(5.8)	(22.6)	(28.4)	(63.4)	(46.6)	(25.5)	(25.2)	(28.9)	(40.1)
958	958	246,284	48,376	2,901	1,996	23,880	644	2,640	16,356	197,908	4,557	10,003	119,364	17,338	16,323	30,323
		(17.6)	(6.8)	(75.8)	(16.2)	(4.6)	(1.1)	(5.8)	(23.0)	(28.5)	(63.4)	(46.7)	(25.6)	(25.3)	(28.9)	(40.1)
959	959	246,367	48,418	2,901	1,996	23,880	644	2,640	16,356	197,949	4,557	10,003	119,405	17,338	16,323	30,323
		(17.6)	(6.8)	(75.8)	(16.2)	(4.6)	(1.1)	(5.8)	(23.0)	(28.5)	(63.4)	(46.7)	(25.6)	(25.3)	(28.9)	(40.1)
960	960	248,580	48,593	2,901	1,996	24,049	644	2,640	16,362	199,987	4,557	10,003	121,421	17,338	16,345	30,323
		(17.7)	(6.9)	(75.8)	(16.2)	(4.7)	(1.1)	(5.8)	(23.0)	(28.8)	(63.4)	(46.7)	(25.6)	(25.3)	(28.9)	(40.1)
961	961	249,461	48,621	2,901	1,996	24,057	644	2,640	16,383	200,840	4,557	10,003	122,203	17,395	16,360	30,362
		(17.8)	(6.9)	(75.8)	(16.2)	(4.7)	(1.1)	(5.8)	(23.1)	(28.9)	(63.4)	(46.7)	(25.6)	(25.3)	(28.9)	(40.2)
962	962	250,806	48,892	2,901	1,996	24,320	644	2,648	16,383	201,914	4,557	10,003	123,278	17,395	16,360	30,362
		(17.9)	(6.9)	(75.8)	(16.2)	(4.7)	(1.1)	(5.8)	(23.1)	(29.1)	(63.4)	(46.7)	(25.6)	(25.3)	(28.9)	(40.2)
963	963	251,980	48,912	2,901	1,996	24,340	644	2,648	16,383	203,077	4,557	10,003	124,080	17,369	16,360	30,708
		(18.0)	(6.9)	(75.8)	(16.2)	(4.7)	(1.1)	(5.8)	(23.1)	(29.3)	(63.4)	(46.7)	(25.6)	(25.3)	(28.9)	(40.6)
964	964	252,688	48,958	2,901	1,996	24,362	666	2,648	16,385	203,730	4,557	10,003	124,100	17,369	16,992	30,708
		(18.0)	(6.9)	(75.8)	(16.2)	(4.7)	(1.1)	(5.8)	(23.1)	(29.4)	(63.4)	(46.7)	(25.6)	(25.3)	(30.0)	(40.6)
965	965	253,321	49,557	2,901	1,996	24,362	666	2,655	17,008	210,079	4,557	10,027	124,110	17,369	16,992	30,708
		(18.0)	(7.0)	(75.8)	(16.2)	(4.7)	(1.1)	(5.8)	(23.9)	(29.4)	(63.4)	(46.8)	(25.6)	(25.3)	(30.0)	(40.6)
966	966	262,989	52,910	3,293	1,996	27,292	666	2,655	17,008	210,079	4,557	10,027	129,228	18,119	17,401	30,746
		(18.8)	(7.5)	(86.0)	(16.2)	(5.3)	(1.1)	(5.8)	(23.9)	(30.3)	(63.4)	(46.8)	(27.7)	(26.4)	(30.8)	(40.7)
967	967	263,045	52,930	3,293	1,996	27,312	666	2,655	17,008	210,115	4,557	10,027	129,264	18,119	17,401	30,746
		(18.8)	(7.5)	(86.0)	(16.2)	(5.3)	(1.1)	(5.8)	(23.9)	(30.3)	(63.4)	(46.8)	(27.7)	(26.4)	(30.8)	(40.7)
968	968	263,984	52,963	3,293	2,021	27,320	666	2,655	17,008	211,021	4,557	10,027	130,170	18,119	17,401	30,746
		(18.8)	(7.5)	(86.0)	(16.4)	(5.3)	(1.1)	(5.8)	(23.9)	(30.4)	(63.4)	(46.8)	(27.9)	(26.4)	(30.8)	(40.7)
969	969	265,968	53,008	3,293	2,021	27,339	666	2,655	17,034	212,960	4,557	10,027	132,109	18,119	17,401	30,746
		(19.0)	(7.5)	(86.0)	(16.4)	(5.3)	(1.1)	(5.8)	(24.0)	(30.7)	(63.4)	(46.8)	(28.3)	(26.4)	(30.8)	(40.7)
970	970	267,997	53,015	3,293	2,021	27,346	666	2,655	17,034	214,982	4,557	10,096	132,109	18,119	18,676	31,425
		(19.1)	(7.5)	(86.0)	(16.4)	(5.3)	(1.1)	(5.8)	(24.0)	(31.0)	(63.4)	(47.1)	(28.3)	(26.4)	(31.6)	(41.6)
971	971	268,970	53,587	3,293	2,021	27,620	940	2,655	17,059	215,383	4,557	10,096	132,479	18,141	18,685	31,425
		(19.2)	(7.6)	(86.0)	(16.4)	(5.3)	(1.6)	(5.8)	(24.0)	(31.0)	(63.4)	(47.1)	(28.4)	(26.4)	(33.0)	(41.6)
972	972	269,764	53,975	3,293	2,035	27,993	940	2,655	17,059	215,790	4,557	10,096	132,886	18,141	18,685	31,425
		(19.2)	(7.6)	(86.0)	(16.5)	(5.4)	(1.6)	(5.8)	(24.0)	(31.1)	(63.4)	(47.1)	(28.5)	(26.4)	(33.0)	(41.6)

改正帳簿修正金

977	977	271,531	54,814	3,293	2,035	28,832	940	2,655	17,059	216,718	4,557	10,096	133,797	18,141	18,702	31,425
		(19.4)	(7.7)	(86.0)	(16.5)	(5.9)	(1.6)	(5.8)	(24.0)	(31.2)	(83.4)	(47.1)	(28.7)	(26.4)	(33.1)	(41.6)
978	978	272,177	55,187	3,293	2,035	29,198	940	2,661	17,059	216,991	4,557	10,096	134,053	18,141	18,702	31,442
		(19.4)	(7.8)	(86.0)	(16.5)	(5.9)	(1.6)	(5.8)	(24.0)	(31.3)	(83.4)	(47.1)	(28.7)	(26.4)	(33.1)	(41.6)
979	979	272,585	55,267	3,293	2,042	29,271	940	2,661	17,059	217,318	4,557	10,096	134,356	18,165	18,702	31,442
		(19.4)	(7.8)	(86.0)	(16.6)	(5.7)	(1.6)	(5.8)	(24.0)	(31.3)	(83.4)	(47.1)	(28.8)	(26.5)	(33.1)	(41.6)
980	980	287,312	56,965	3,293	2,498	30,454	940	2,661	17,119	230,346	5,086	10,359	143,549	19,408	19,082	32,863
		(20.5)	(8.0)	(86.0)	(20.3)	(6.9)	(1.6)	(5.8)	(24.1)	(33.2)	(93.1)	(48.3)	(30.8)	(28.3)	(33.7)	(43.5)
981	981	288,911	57,053	3,293	2,542	30,454	940	2,705	17,119	231,857	5,086	10,359	145,041	19,408	19,101	32,863
		(20.6)	(8.1)	(86.0)	(20.6)	(6.9)	(1.6)	(5.9)	(24.1)	(33.4)	(93.1)	(48.3)	(31.1)	(28.3)	(33.8)	(43.5)
982	982	289,523	57,118	3,293	2,542	30,518	940	2,705	17,119	232,405	5,086	10,359	145,563	19,408	19,120	32,871
		(20.6)	(8.1)	(86.0)	(20.6)	(6.9)	(1.6)	(5.9)	(24.1)	(33.5)	(93.1)	(48.3)	(31.2)	(28.3)	(33.8)	(43.5)
983	983	289,920	57,462	3,293	2,542	30,863	940	2,705	17,119	232,458	5,086	10,359	145,613	19,409	19,120	32,871
		(20.7)	(8.1)	(86.0)	(20.6)	(6.0)	(1.6)	(5.9)	(24.1)	(33.5)	(93.1)	(48.3)	(31.2)	(28.3)	(33.8)	(43.5)
984	984	290,556	57,546	3,293	2,542	30,889	957	2,705	17,160	233,010	5,086	10,359	145,623	19,945	19,120	32,877
		(20.7)	(8.1)	(86.0)	(20.6)	(6.0)	(1.6)	(5.9)	(24.1)	(33.6)	(93.1)	(48.3)	(31.2)	(29.1)	(33.8)	(43.5)
985	985	292,294	57,573	3,293	2,542	30,889	957	2,732	17,160	234,721	5,086	10,368	146,819	19,945	19,120	33,384
		(20.8)	(8.1)	(86.0)	(20.6)	(6.0)	(1.6)	(6.0)	(24.1)	(33.8)	(93.1)	(48.4)	(31.5)	(29.1)	(33.8)	(44.2)
986	986	293,244	57,982	3,293	2,542	30,889	957	3,124	17,176	235,261	5,086	10,368	147,359	19,945	19,120	33,384
		(20.9)	(8.2)	(86.0)	(20.6)	(6.0)	(1.6)	(6.9)	(24.2)	(33.9)	(93.1)	(48.4)	(31.6)	(29.1)	(33.8)	(44.2)
987	987	293,362	57,996	3,293	2,542	30,903	957	3,124	17,176	235,366	5,086	10,368	147,431	19,978	19,120	33,384
		(20.9)	(8.2)	(86.0)	(20.6)	(6.0)	(1.6)	(6.9)	(24.2)	(33.9)	(93.1)	(48.4)	(31.6)	(29.1)	(33.8)	(44.2)
988	988	294,071	58,030	3,293	2,542	30,916	957	3,145	17,176	236,041	5,086	10,368	147,777	20,307	19,120	33,384
		(21.0)	(8.2)	(86.0)	(20.6)	(6.0)	(1.6)	(6.9)	(24.2)	(34.0)	(93.1)	(48.4)	(31.7)	(29.6)	(33.8)	(44.2)
989	989	295,353	58,286	3,293	2,542	30,916	957	3,401	17,176	237,067	5,086	10,368	148,803	20,307	19,120	33,384
		(21.1)	(8.2)	(86.0)	(20.6)	(6.0)	(1.6)	(7.5)	(24.2)	(34.2)	(93.1)	(48.4)	(31.9)	(29.6)	(33.8)	(44.2)
990	990	298,079	58,641	3,293	2,542	31,265	957	3,401	17,183	239,438	5,086	10,368	150,551	20,817	19,162	33,475
		(21.3)	(8.3)	(86.0)	(20.6)	(6.0)	(1.6)	(7.5)	(24.2)	(34.5)	(93.1)	(48.4)	(32.3)	(30.3)	(33.9)	(44.3)
991	991	298,142	58,667	3,293	2,542	31,290	957	3,401	17,185	239,475	5,086	10,368	150,552	20,833	19,162	33,475
		(21.3)	(8.3)	(86.0)	(20.6)	(6.0)	(1.6)	(7.5)	(24.2)	(34.5)	(93.1)	(48.4)	(32.3)	(30.3)	(33.9)	(44.3)
992	992	298,490	58,667	3,293	2,542	31,290	957	3,401	17,185	239,822	5,086	10,368	150,560	20,833	19,162	33,814
		(21.3)	(8.3)	(86.0)	(20.6)	(6.1)	(1.6)	(7.5)	(24.2)	(34.6)	(93.1)	(48.4)	(32.3)	(30.3)	(33.9)	(44.8)
993	993	298,820	58,684	3,293	2,542	31,290	957	3,403	17,199	240,136	5,086	10,368	150,874	20,833	19,162	33,814
		(21.3)	(8.3)	(86.0)	(20.6)	(6.1)	(1.6)	(7.5)	(24.2)	(34.6)	(93.1)	(48.4)	(32.3)	(30.3)	(33.9)	(44.8)
994	994	300,804	58,758	3,293	2,569	31,314	957	3,403	17,220	242,047	5,086	10,368	151,595	20,833	19,162	35,093
		(21.4)	(8.3)	(86.0)	(20.8)	(6.1)	(1.6)	(7.5)	(24.2)	(34.9)	(93.1)	(48.4)	(32.5)	(30.3)	(33.9)	(46.5)
995	995	302,176	59,150	3,293	2,569	31,314	957	3,403	17,613	243,026	5,086	10,368	152,445	20,833	19,171	35,124
		(21.5)	(8.3)	(86.0)	(20.8)	(6.1)	(1.6)	(7.5)	(24.8)	(35.0)	(93.1)	(48.4)	(32.7)	(30.3)	(33.9)	(46.5)
996	996	302,912	59,877	3,293	2,569	32,041	957	3,403	17,613	243,035	5,086	10,368	152,454	20,833	19,171	35,124
		(21.6)	(8.5)	(86.0)	(20.8)	(6.2)	(1.6)	(7.5)	(24.8)	(35.0)	(93.1)	(48.4)	(32.7)	(30.3)	(33.9)	(46.5)
997	997	302,964	59,888	3,293	2,569	32,052	957	3,403	17,613	243,076	5,086	10,368	152,495	20,833	19,171	35,124
		(21.6)	(8.5)	(86.0)	(20.8)	(6.2)	(1.6)	(7.5)	(24.8)	(35.0)	(93.1)	(48.4)	(32.7)	(30.3)	(33.9)	(46.5)
998	998	302,988	59,895	3,293	2,569	32,059	957	3,403	17,613	243,093	5,086	10,368	152,512	20,833	19,171	35,124
		(21.6)	(8.5)	(86.0)	(20.8)	(6.2)	(1.6)	(7.5)	(24.8)	(35.0)	(93.1)	(48.4)	(32.7)	(30.3)	(33.9)	(46.5)
999	999	303,395	59,871	3,293	2,618	32,084	957	3,406	17,613	243,424	5,086	10,368	152,842	20,833	19,171	35,124
		(21.6)	(8.5)	(86.0)	(21.2)	(6.2)	(1.6)	(7.5)	(24.8)	(35.1)	(93.1)	(48.4)	(32.8)	(30.3)	(33.9)	(46.5)
1,000	1,000	377,649	82,417	3,823	5,359	42,813	1,392	3,572	25,459	295,232	5,456	16,174	180,790	26,784	23,863	42,165
		(26.9)	(11.6)	(99.8)	(43.5)	(8.3)	(2.4)	(7.8)	(35.8)	(42.5)	(99.8)	(75.5)	(38.8)	(39.0)	(42.2)	(55.8)
1,001	1,001	382,778	84,089	3,823	5,444	43,719	1,392	3,598	26,054	299,689	5,456	16,208	182,699	27,434	24,395	42,497
		(27.3)	(11.9)	(99.8)	(44.2)	(8.5)	(2.4)	(7.9)	(36.7)	(43.0)	(99.8)	(75.6)	(39.2)	(40.0)	(43.1)	(56.3)
1,010	1,010	393,534	88,586	3,823	5,787	47,002	1,392	3,598	26,086	304,948	5,456	16,208	186,678	27,733	24,743	44,130
		(28.1)	(12.5)	(99.8)	(47.0)	(9.3)	(2.4)	(7.9)	(36.7)	(43.9)	(99.8)	(75.6)	(40.0)	(40.4)	(43.7)	(58.4)
1,020	1,020	406,633	93,826	3,823	6,206	51,169	1,405	3,966	27,238	312,806	5,456	16,548	192,966	27,781	25,878	44,178
		(29.0)	(13.2)	(99.8)	(50.4)	(9.9)	(2.4)	(8.7)	(38.3)	(45.1)	(99.8)	(77.2)	(41.4)	(40.5)	(45.7)	(58.5)
1,030	1,030	420,796	98,995	3,823	6,253	54,194	1,422	4,439	28,764	321,901	5,456	18,220	198,741	28,342	26,217	44,725
		(30.0)	(14.0)	(99.8)	(50.7)	(10.5)	(2.4)	(9.7)	(40.5)	(46.4)	(99.8)	(85.9)	(42.0)	(41.3)	(46.3)	(59.2)
1,040	1,040	435,373	103,468	3,823	7,124	56,635	1,422	4,772	29,083	331,914	5,456	19,488	207,033	28,404	26,796	44,777
		(31.0)	(14.6)	(99.8)	(57.8)	(11.0)	(2.4)	(10.5)	(41.8)	(47.2)	(99.8)	(90.7)	(44.4)	(41.4)	(47.4)	(59.3)
1,050	1,050	459,189	109,131	3,823	7,161	60,964	1,431	5,350	30,403	350,057	5,456	19,986	219,988	30,318	26,826	47,483
		(32.7)	(15.4)	(99.8)	(58.1)	(11.8)	(2.4)	(11.7)	(42.8)	(50.4)	(99.8)	(92.2)	(47.2)	(44.2)	(47.4)	(62.9)
1,060	1,060	477,757	113,901	3,823	7,221	63,906	1,453	5,373	31,826	364,256	5,456	19,986	225,857	31,774	31,570	49,613
		(34.1)	(16.0)	(99.8)	(58.6)	(12.3)	(2.5)	(11.8)	(44.8)	(52.5)	(99.8)	(92.2)	(48.4)	(46.3)	(55.8)	(65.7)
1,070	1,070	484,180	115,871	3,823	8,507	64,334	1,480	5,789	31,939	368,308	5,456	19,986	228,838	32,148	32,267	49,613
		(34.5)	(16.4)	(99.8)	(69.0)	(12.4)	(2.5)	(12.7)	(44.9)	(53.1)	(99.8)	(92.2)	(49.1)	(46.8)	(57.0)	(65.7)
		496,813	118,557	3,823	8,581	66,548	1,760	5,791	32,054	378,256	5,456	20,020	234,778	33,688	34,653	49,660

1.080	1,089	(35.4)	(16.7)	(99.8)	(69.6)	(12.9)	(3.0)	(12.7)	(45.1)	(54.5)	(99.8)	(93.4)	(50.3)	(49.1)	(61.3)	(65.7)
	609,241		123,753	3,823	9,867	70,417	1,760	5,821	32,065	385,488	5,456	20,020	239,791	34,697	35,116	50,508
1.090	1,099	(36.3)	(17.5)	(99.8)	(80.1)	(13.6)	(3.0)	(12.8)	(45.1)	(55.5)	(99.8)	(93.4)	(51.4)	(50.4)	(62.1)	(66.9)
	615,239		161,800	3,823	11,424	94,158	3,161	9,361	39,373	453,939	5,456	20,672	290,029	41,900	42,363	53,519
1.100	1,199	(43.9)	(22.8)	(99.8)	(92.7)	(18.2)	(5.4)	(21.6)	(55.4)	(65.4)	(99.8)	(96.4)	(62.2)	(61.0)	(74.9)	(70.8)
	723,977		213,160	3,829	12,116	130,574	6,315	16,510	43,817	509,917	5,456	21,194	333,220	45,489	45,910	56,648
1.200	1,299	(51.6)	(30.1)	(100.0)	(98.3)	(25.3)	(10.7)	(36.2)	(61.7)	(73.5)	(99.8)	(98.9)	(71.4)	(66.3)	(81.2)	(71.6)
	815,866		262,377		12,323	173,931	8,562	17,903	46,228	554,489	5,456	21,414	365,581	52,179	47,868	60,990
1.300	1,399	(58.2)	(37.0)		(100.0)	(33.7)	(14.5)	(38.4)	(65.1)	(79.7)	(99.8)	(99.9)	(78.4)	(76.0)	(84.6)	(80.7)
	911,020		332,662			229,640	14,456	21,989	50,425	578,358	5,456	21,414	382,696	55,660	50,179	62,754
1.400	1,499	(65.0)	(47.0)			(44.4)	(24.6)	(48.2)	(71.0)	(83.3)	(99.8)	(99.9)	(82.1)	(81.4)	(88.7)	(83.1)
	1,402,500		708,431			516,782	58,854	45,387	71,056	694,069	5,465	21,437	466,397	68,452	56,574	75,544
1.500		(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均實金額	211,095		271,883	47,087	97,701	281,252	351,179	277,420	176,640	140,069	50,133	78,384	150,259	159,014	142,047	109,590
月一人當大分位數	140		160	946	1,050	1,711	2,055	1,670	1,367	1,226	952	991	1,253	1,252	1,153	1,174
第1.2 0分位數	930		947	50	92	165	171	167	129	120	52	78	126	123	121	97
第1.1 0分位數	940		1,000	930	950	970	1,172	1,042	927	927	930	927	927	927	930	927
第1.0 4分位數	1,000		1,000	930	950	1,030	1,290	1,042	927	927	930	930	927	927	930	927
第1.0 0分位數	1,000		1,000	930	950	1,030	1,290	1,042	927	927	930	930	927	927	930	927
四分位偏態係數	0.2670		0.2375	0.0166	0.0444	0.2179	0.2740	0.2310	0.2605	0.1749	0.0057	0.0305	0.1886	0.1997	0.1090	0.1000
														0.1934	0.1180	0.1601

【下段】 累積係數比

【上段】 累積係數比

名タ協発第22号
令和3年8月11日愛知労働局長
伊藤 正史 様名古屋タクシー協会
会長 天野 清

異議申出書

令和3年8月5日付、愛知労働局一般公示第53号「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示」について異議申出書を提出します。

《異議の内容及び異議申出の理由》

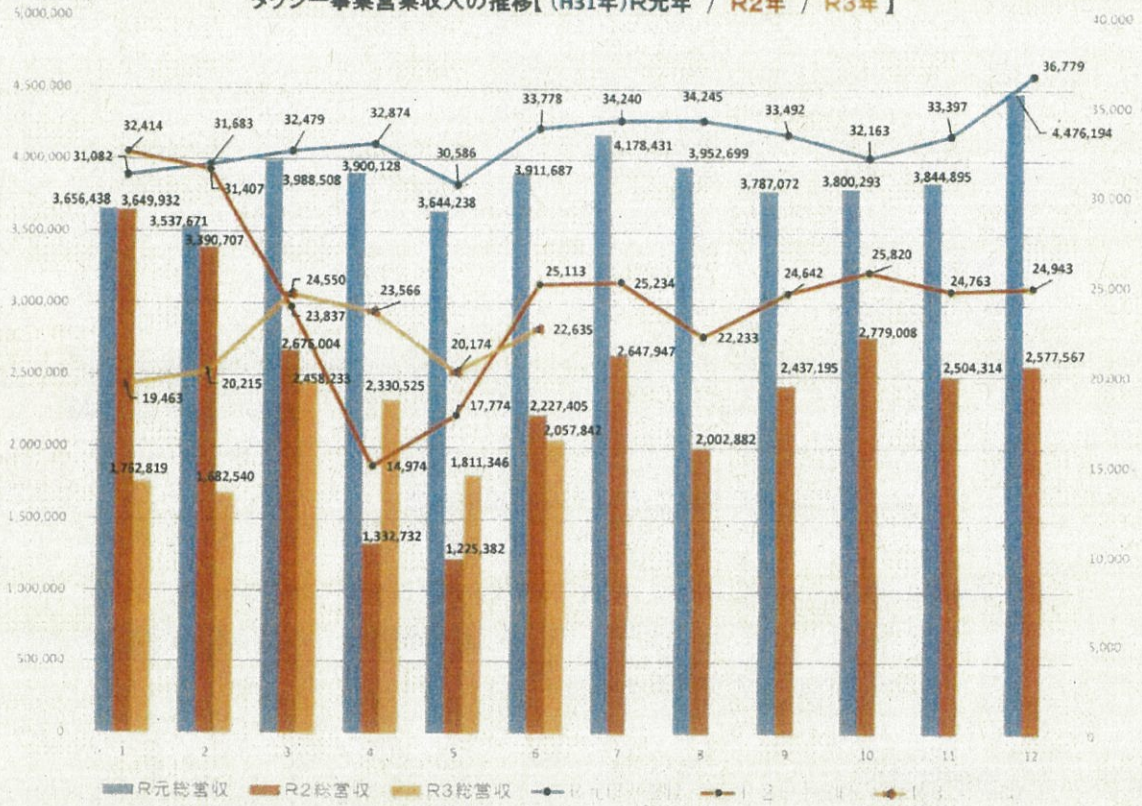
- (1) 愛知県最低賃金額を1時間「955円」とする改定意見については、タクシー事業の厳しい経営状況からして断じて容認することはできません。
- (2) タクシー業界では、新型コロナウイルス感染症の影響でかつて経験したことのない利用者の減少及び営業収入の落ち込みが長期間継続し、厚生労働省の雇用調整助成金を活用して運転者の雇用を維持していますが、休業する運転者が多くなるとともに運行するタクシーは減少し、全会員事業者の営業収入合計額及びタクシー車両1両当たりの売り上げは別紙のとおり激減しており、最低賃金の引き上げに伴う人件費増、及び人件費以外の燃料費の高騰等運転資金の確保が困難であること。
- (3) さらに、運転者一人あたりの生産性向上に資するアプリ配車などの利用者利便に関するITC化などの働き方改革に積極的に取り組み、利便向上のための設備投資に必要な資金の確保、タクシー産業の最大の使命である「安心・安全」を維持するための高度な健康診断等の健康管理への投資、安全装備を搭載した新型車両への入れ替えなどの安全への投資に必要な資金の確保が非常に難しいことから、これ以上の人件費増は企業の経営に大きく影響を及ぼし、事業の継続すら難しい状況にあること。
- (4) 休業する運転者の休業補償は前述のとおり雇用調整助成金で何とかしのいでいますが、売り上げ全体が大きく減少している状況では、前記のとおり通常の運転資金の確保に事欠き、賃金改定に充てる資金は全くないばかりか、もはやタクシーの運行維持、事業の継続が難しい経営状況にあっては最低賃金の引き上げを機に事業を廃止するタクシー会社の増加が懸念され、廃業と同時に運転者を解雇せざるを得ないため、雇用を守るためにも最低賃金を引き上げる時期ではありません。運転者の職場を守り、新たな需要喚起とともにタクシー事業の生産性が向上して初めて賃金の引き上げが可能であり、決して賃金の引き上げが先行することではないこと。最低賃金を引き上げた結果、廃業が増加・拡大し、結果、労働者の職場が消失することにでもなれば、最低賃金の改定を論ずる以前の問題であります。
- (5) 以上の様に、中小企業が大半を占めるタクシー産業にあっては、最低賃金法第9条に規定する地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払い能力」を超えることは明らかであり、中小企業を廃業に追いやる最低賃金の引き上げに係る政府の方針に強い憤りを感じ得ません。
- (6) 以上、タクシー事業の極めて厳しい現状をご理解いただくとともに公共交通であるタクシーの役割や社会的にも必要な移動手段であることを十分に踏まえたうえで、タクシー乗務員の働く場を守る労働行政に取り組んでいただきたい。



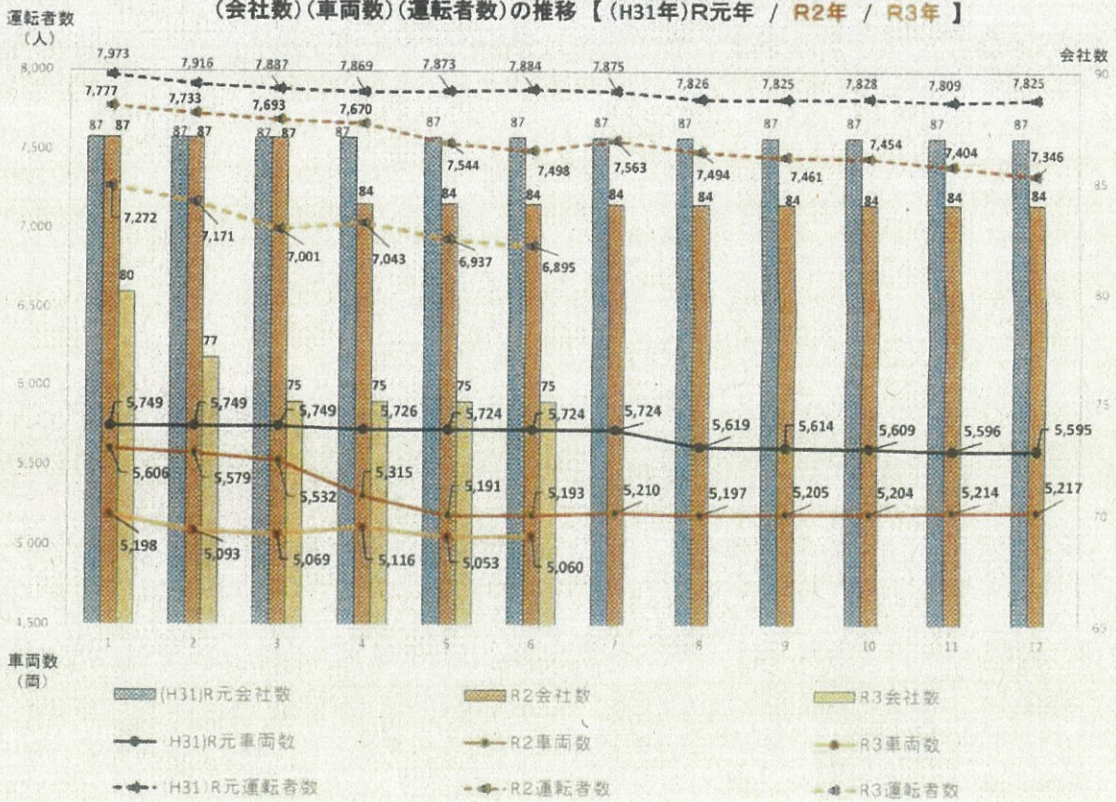
総营收(千円)

名古屋タクシー協会【名古屋交通圏全17市町村】
タクシー事業营收の推移【(H31年)R元年 / R2年 / R3年】

日車营收(円)



名古屋タクシー協会【名古屋交通圏全17市町村】
(会社数)(車両数)(運転者数)の推移【(H31年)R元年 / R2年 / R3年】



2021年8月10日

愛知労働局長
伊藤 正史 様

千種名東地域労働組合総連合
議長 野々山 大輔

2021年の最低賃金改定にかかる異議申出書

① 異議の内容

28円の引き上げ(955円)では非正規労働者などの生活改善は困難なので、1000円以上に引き上げを求めます。

② 異議の理由

コロナ禍という異常な労働環境の中で、雇い止めやシフトの削減による収入減など、非正規・パートなどの不安定雇用労働者にとりわけ厳しい生活が押し寄せています。

こうした中で、最低賃金の大幅な引き上げが今こそ求められていると考えます。28円の引き上げでは、実質的に引き上げに繋がらない労働者も多く存在することも考えられます。直ちに1000円、将来的には1500円をめざしての改定が必要と考えます。

以上



2021年8月11日

愛知労働局長 伊藤 正史殿

愛知県教職員労働組合協議会（愛教労）
議長 岩澤 弘

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に
対する異議申立書

令和3年8月5日、愛知県最低賃金審議会会長から愛知労働局長あてに答申された「愛知県最低賃金の改正決定」について異議を申し立てます。

1, 異議の内容

今回の答申は、わずか28円の引き上げであり、一月4,500円程度にしかならない。まずは最低賃金1,000円とし、速やかに1,500円にする道筋を示すべきである。

2, 異議の理由

この間、全国の労働組合の地方組織がおこなった「最低生計費試算調査」によれば、1人暮らしの25歳単身者が1Kの借家で暮らすには、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることがわかってきた。「8時間働けば人間らしく暮らせる」ための最低金額である。現在の彼らの生活を想像すれば、僅か28円の引き上げはあり得ない。

コロナ禍にあっても2020年度の税収は過去最高で、法人税の伸びは顕著である。とりわけ大企業の内部留保は膨らみ続けているという。それらを活用した公正な取引の実現と中小企業への支援を強化すれば、最低賃金の大幅な引き上げや全国一律制度の確立は十分に可能である。

愛知県内の市町村雇用の学校で働く非正規労働者の多くは、現在時給1,000円未満で働いている。生活が成り立たず、ダブルワークをおこなうことで漸く生きていることが精一杯である。最低賃金額を引き上げ、誰でも8時間働けば最低限の生活が送れる最低賃金を求める。



以上

2021年8月13日

愛知労働局長 伊藤正史 殿

全労連・全国一般労働組合愛知地方
執行委員長 煤本國愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する
異議申立書

令和3年8月5日、愛知県最低賃金審議会会長から愛知労働局長あてに答申された「愛知県最低賃金の改正決定」について異議を申し立てます。

〔1〕 28円の引き上げでは、生活改善と景気回復に役に立ちません

コロナ禍のなかで私たち労働者の暮らしは、大変厳しい状況にあります。今後も消費が冷え込めば、会社の経営が困難になり、存続自体が難しくなる企業が増え、解雇・倒産により、さらに経済が悪化するという、負の悪循環に落ち込むことも予想されます。このような状況で、経済を活性化し景気を上向かせるには、最低賃金の大幅な引き上げが必要です。時給契約で働く非正規や契約社員は、特に低賃金に抑えられて、最低賃金で働く労働者も少なくありません。私たち全労連・全国一般労働組合は、「8時間働けば、普通に暮らせる」最低賃金額として、1500円への引き上げを求めています。多くの企業・事業者、その従業員を助け、日本の社会全体の経済を活性化させるために最も効果的な方法は、賃金を底上げし、消費を向上させることであると考えます。

〔2〕 中小企業を支える総合的な支援策を求めます

日本の最低賃金は、諸外国から比較して低賃金であることと、地域間の格差があることが「特異」としてILOが指摘しています。IMF（国際通貨基金）も「先進国から見ても低く平均賃金比でも最低クラス」で「デフレ脱却のため全ての層で賃金を引き上げることは大きな効果がある」と指摘しています。

日本の最低賃金引き上げのための中小企業支援は極めて貧弱で、フランスは社会保険料の事業主負担軽減（約2.5兆円）、韓国は人件費支援（9,800億円）、アメリカは減税（8800億円）が行われています。日本においても社会福祉的な観点から、社会保険料の負担軽減などの中小企業支援が必要です。コロナ禍で苦しむ中小企業・業者に向け消費税減税も必要で、欧州では多くの国が消費税の減税をしています。中小企業に向けて、利用がしやすく力強い支援策の拡充は不可欠と考えます。



以上

愛タ協発第22号

令和3年8月18日

愛知労働局長

伊藤正史様

愛知県タクシー協会

会長 青木 康

愛知県タクシー協会

労務委員長 長 縄

異議申出書

平素よりタクシー事業にご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年8月5日付愛知労働局一般公示第53号「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に基づき下記のとおり異議を申し出します。

記

1. 異議の内容

愛知県の最低賃金額を28円引き上げ955円とすることは、タクシー事業の経営実態、賃金支払い能力から適切性を欠くものである。

2. 申出の理由

タクシー事業は、ドア to ドアで深夜早朝の需要に対応できる唯一の移動手段であり、高齢化が進む中、地域にとって必要不可欠な公共交通機関であります。

タクシー業界では、こうした輸送サービスを安心・安全に提供すべく、乗務員の健康管理や、高度な安全装備を備えた車両の導入に係る投資などを積極的に行うとともに、配車アプリの導入やキャッシュレス化など、利便性や生産性の向上に資する取組も進めております。

一方で、タクシー業界は、平成20年のリーマンショック以降、長期的に輸送需要の減少が続いておりますが、これに加え、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響によりタクシーの需要は大きく減少、令和2年度の営業収入は、前年度比マイナス43%と大幅に減少しており、この結果、本年3月には3会員が事業を廃止、昨年1月から本年6月までに409名(14%)もの乗務員が離職するなど、今や未曾有の危機に瀕しております。



この様な状況下、愛知県のタクシー業界では、国民生活と企業活動の維持に必要な不可欠なサービス（エッセンシャルサービス）を提供する事業者として、公共交通機関としての使命を果たすべく、雇用の維持を図りつつ、感染防止策を講じたうえで、可能な限り最大限の運行を維持すべく努力しております。

しかしながら、多くのタクシー事業者が採用している賃金制度は歩合給であることから、売上の大幅な減少により、乗務員の賃金は最低賃金割れとなっており、不足分を事業者が負担しなければならず、経営的にも大変深刻な状況にあります。

また、タクシー事業は、営業費用に占める人件費の割合が7割を超える典型的な労働集約型産業であり、8割以上が小規模事業者である愛知県タクシー協会所属の事業者にあつては、昨今の厳しい経営環境において最低賃金の改定が進めば「通常の事業の賃金支払い能力」を超えることとなり、「タクシー事業から撤退せざるを得ない」事業者が多数発生し、結果、地域における公共交通サービスが低下する（利用者のニーズにお応えできない）事態や「地域からタクシーがなくなる」事態が発生しかねません。

つきましては、貴局における最低賃金の改正手続きにあたりましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の規定に基づき、タクシー業界、事業の実態にもご配慮いただきますようお願いいたします。

2021（令和3）年8月17日

愛知労働局長 伊藤 正史 様

全日本建設交

愛知県本部（建交労）

長 田村 一志

名古屋市市中川区宮脇町2-99-2

異議申出書

建交労愛知県本部は、去る8月5日に開催された第502回愛知地方最低賃金審議会（以下、審議会）において、2021年度の最低賃金が28円引き上げにとどまり955円となったことについて、異議を申し出る。

最低賃金法は、わが国で唯一の賃金に関して定めた法律である。その第1条には、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とある。

では、955円が果たして、労働条件の改善、労働者の生活の安定に値する金額なのか問われる。

最低賃金に影響を受ける労働者は、若い世代の単身者に限らない。子どもを持つ父親・母親がそろって非正規であったり、あるいはシングル世帯で子育てしながら働くなど、労働者の置かれた状態はさまざまである。そうしたところでは、最低賃金の引き上げが生活を左右することになる。

そして、保護者の貧困は、子どもの貧困にも連鎖する。子どもの貧困率は、2019年に13.9%となり、7人に1人の子どもが貧困状態に置かれている。こうした世帯で育つ子どもは医療、食事、学習、進学などさまざまな面でハンディを背負わなければならない。

今回の改定で28円の引き上げでは、月160時間働いたとしても4480円の引き上げにしかない。これでは、貧困からの脱却はできず、到底生活の安定など見込めるものではない。

こうしたことから、最低賃金を1500円にすることを近い将来の目標とし、直ちに1,000円以上に引き上げることが必要と考える。

以 上



2021年8月19日

愛知労働局長
伊藤 正史 殿

名古屋市北区柳原3-7-
日本自治体労働組合総連合愛知県本
執行委員長 林 達

愛知県地域別最低賃金の改正に関する異議申出

愛知労働局一般公示第53号「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示」が8月5日にありました。日本自治体労働組合総連合愛知県本部（愛労連加盟）は、下記のとおり異議の申出を行います。

記

【異議の内容】

1. 愛知の地域別最低賃金額を927円から28円引き上げ、955円とするとしたこと。

【異議を申し出る理由】

(1) なぜ、最賃を1,500円水準に近づけることを要求するのか。

- ① 県内半数の自治体(県庁・市役所・役場)ではたらく職員の最低時間給は最低賃金と同額は2016年10だったものが、2021年で16と6組織増えています。2021年の改訂で28円増となると955円以下が24組織増え、現時点で最賃水準に40もの自治体がのみ込まれることとなります。さらに、非正規労働者の勤続年数に応じた定期昇給(なしの自治体もありますが)の上限を今回の最賃が上回る自治体も実際に出てきています。

- ② 最賃に張り付く自治体が5年前からすでに6増え、今回の改訂現時点で40組織が最賃水準に置かれることになり、最低賃金制度への依存度が高くなってきているとも言えます。

※2015年は最賃に張り付いている自治体が10自治体だった一方で、最賃から30~50円上回っている自治体も多いことが見て取れます。また、単純平均ですが、最賃との乖離も狭まっています。

自治体が最賃を大きく上回る時間給額を設定することももちろん大切ですが、最賃水準となる自治体が激増している実態を踏まえて、最低賃金の役割がますます重要になってきています。

さいごに、私たちが求める最賃1500円は「通過点」であって「最終目標」ではありません。消費税増税不況、コロナ不況ともいわれていますが、だからこそ実質賃金の大幅改善と、労働者の賃金水準のベースとなっている最低賃金の大幅改善こそ、喫緊の課題であり、最大の処方箋です。あらためて、大幅賃金改善としての最賃「1,500円」に大きく近づく答申を求めて異議申出をおこなうものです。

別紙 付属資料あり



愛知県内の県庁、市役所、役場内の最も低い時間給単価最賃との比較

春の自治体キャラバン実行委員会調べ

	2016年(最賃820円)		2021年(最賃927円)	
名古屋市	850	30	932	5
豊橋市	870	50	927	0
岡崎市	850	30	949	22
一宮市	850	30	951	24
瀬戸市	850	30	975	48
半田市	835	15	951	24
春日井市	820	0	993	66
豊川市	820	0	979	52
津島市	850	30	951	24
碧南市	820	0	969	42
刈谷市	860	40	1041	114
豊田市	830	10	1000	73
安城市	850	30	940	13
西尾市	930	110	945	18
蒲郡市	830	10	951	24
犬山市	900	80	1000	73
常滑市	840	20	950	23
江南市	910	90	930	3
小牧市	880	60	930	3
稲沢市	860	40	952	25
新城市	850	30	927	0
東海市	860	40	990	63
大府市	820	0	950	23
知多市	845	25	987	60
知立市	920	100	950	23
尾張旭市	860	40	927	0
高浜市	910	90	980	53
岩倉市	830	10	931	4
豊明市	830	10	933	6
日進市	860	40	927	0
田原市	870	50	980	53
愛西市	850	30	927	0
清須市	840	20	969	42
北名古屋市	820	0	940	13
弥富市	850	30	927	0
みよし市	820	0	927	0
あま市	860	40	927	0
長久手市	860	40	927	0
東郷町	880	60	927	0
豊山町	870	50	990	63
大口町	880	60	927	0
扶桑町	830	10	953	26
大治町	880	60	936	9
蟹江町	840	20	931	4
飛島村	880	60	927	0
阿久比町	820	0	927	0
東浦町	840	20	959	32
南知多町	820	0	932	5
美浜町	830	10	927	0
武豊町	840	20	927	0
幸田町	900	80	930	3
設楽町	820	0	927	0
東栄町	900	80	930	3
豊根村	900	80	960	33
県	820	0	940	13

最賃水準
 今回の改訂で最賃割れする組織

最賃に張り付き自治体

2016年 10団体

2021年 16団体



35.4 円

22.4 円

最賃の乖離

2021年8月20日

愛知労働局長
伊藤 正史 様

愛知県社会保障推進協議会
議長 森谷光夫

2021年愛知県最低賃金の改正決定にかかる
愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書

2021年8月5日愛知県地方最低賃金審議会会長から愛知労働局長宛てに答申された「愛知県最低賃金の改正決定」に異議を申し立てます。

1, 時給額当面 1000 円、早期に 1500 円を実現してください。

答申にある「時給 28 円の引き上げ、955 円」では、コロナ禍で困窮する日々雇用者の生活改善への効果は極めて不十分であるといわざるを得ません。少なくとも、当面時給額 1000 円を実現し、最低生計費の資産に基づく時間給 1500 円以上への引き上げを早急を実現させ、増大する非正規労働者の生活改善に寄与してください。

2, 中小企業への支援策を強めてください。

「時給引き上げ」は、中小零細企業の人件費増加による経営の圧迫が予想されます。したがって、雇用労働者への支援と同時に、中小零細企業への支援を行ってください。フランス、韓国、アメリカ等諸外国を参考に、格段の対策を強めてください。

3, 当事者の発言の場を、補償してください。

該当者の生活や労働の実態を、審議会員や労働局長にも直接発言できる機会を作ってください。当事者抜きではなく、当事者の意見をまず受け止め、改善の道筋をつけてください。

以上



2021年8月19日

愛知労働局長
伊藤 正史 様

西三河地域労働組合総連合
議長 杉浦 彰治

2021年愛知県最低賃金の改正決定にかかる 愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書

令和3年8月5日、愛知地方最低賃金審議会会長から愛知労働局長宛に答申された「愛知県最低賃金の改正決定」に異議を申し立てます。

1 異議の内容

今回の時間給28円の引き上げ（955円）だけでは、誰もが普通に人間らしく生活していくのは困難なため、当面はまずは時間給1000円以上の、そのうえですみやかに時給1500円以上に引き上げをめざすように求めます。

2 異議の理由

新型コロナ禍の下で、非正規労働者を中心とした雇い止めやシフトの削減などで収入源が見られ、とりわけパート労働者や派遣労働者などの非正規労働者には厳しい生活が強いられています。残念ながら、今回の「改正決定」についての労働者の生の意見は反映されているとはいえません。

こうした中で、働くものが最低限の生活をするために、最低賃金の大幅な引き上げは当然なことです。一方でトヨタ自動車をはじめとした大企業が空前の利益を上げている中で、所得の再配分も含めた、中小企業への支援が必要なのはいうまでもありません。

最低賃金を底上げは、現代日本の不公平な格差社会にメスを入れ、すべての人々が安心・安全を確保していくことができる社会につながります。

上記理由から、私たちは今回の決定に異議申し立てをするものです。

以上



2021年8月19日

愛知労働局長 伊藤正史殿

全 組合東海地方本部
 員長 越須賀
 名古屋市熱 労働会館東館 405

2021年度愛知県最低賃金額改正に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立て書

政府は最低賃金の引き上げについて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」の「第2章3-(3)賃上げを通じた経済の底上げ」の中で、「感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」としています。地域経済の循環・底上げも意識し、7月16日には中央最低賃金審議会からは28円の引き上げ目安額が示され、8月5日に愛知地方最低賃金審議会において28円引き上げの答申が出されました。全国平均は930円になる見込みで、加重平均1000円の実現にむけて一步前進する内容となりました。

しかしながら、中央の最賃引上げ額目安では、そもそも1日8時間、週40時間労働をしても、人間らしい生活につながるものではなく、生活水準を低く抑えるしかありません。愛労連が研究者とともに2015年に調査した「最低生計費調査」では、時間給1520円以上が必要だという試算もだされています。また同調査は全国各地でも行われており、どこの地域でも人間らしく生活するためには、時間給1500円以上が必要だという結果が出ています。また地方によっては32円の引上げや29円の引上げなどなど、目安額にとどまらない地方最低賃金審議会の答申結果がありました。新型コロナ禍で経済も疲弊しているからこそ、労働者の所得を増やし、地域での循環が起きるように愛知県最低賃金審議会では、最低賃金引き上げ額の大幅引き上げをする議論が必要ではないでしょうか。

新型コロナ禍で奮闘しているにもかかわらず、福祉保育職場では、正規非正規問わず最低賃金額に張り付くような賃金体系の労働者が多く存在します。そういった中で、最低賃金の引上げは時間給労働者の賃金引き上げにとどまらず、月給職員の初任給引き上げにも大きく影響し、実際に収入が増えた組合員も存在します。

誰もが人間らしく最低賃金法第12条に基づき、2021年度愛知県最低賃金額改正に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対し、以下の異議を申し立てます。

記

- 1、誰もが安心して生活でき、新型コロナ禍でも地域経済を活性化させていくためにも最低賃金額を大幅に引き上げ1500円とすること。少なくとも最低賃金額を1000円以上にすること。
- 2、最低賃金引き上げに中小企業が対応できるよう支援を強めるよう国に働きかけること。
- 3、福祉保育職場では国からの補助金が最低賃金引き上げ額に応じる対応がされていません。事業所任せにしないで、国・自治体での最低賃金引き上げに応じた補助金となるよう求めること。

以上



2021年8月17日

愛知労働局長
伊藤 正史 様

生協労連愛知県
議長 若井

長久手市蟹原 2001 コープあいち名東センター

電話：052-703-5019

2021年度愛知県最低賃金額改定に対する異議申出書

日ごろより労働者の労働条件のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。愛知地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の愛知県最低賃金の改定について、現行の927円を28円引き上げて955円にすると答申しました。経営者側からの強い反発があるなかで28円引き上げ答申をしたことに、貴職及び関係者各位のご努力とご奮闘に改めて敬意を表します。しかし、残念ながらこの答申額では、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には到底達しません。このことから更なる引き上げを求め、生協労連愛知県協議会として下記の通り、異議を申し出ます。

記

1. 生活できる最低賃金への引き上げを求めます

答申通り時給955円で確定した場合、月155時間就労で計算しても、月額収入は14万8025円となり、年収は177万6300円です。貧困から抜け出せないワーキングプアの水準と言われる年収200万円に達していません。このことは、憲法で謳われている「健康で文化的な最低限の暮らし」が保障されていないことを意味します。生活に必要な費用が増加し続ける一方で、賃金の上昇が追い付いていない今の状況はすぐに是正する必要があります。

2. 非正規労働者の声を聴き審議する事を求めます。

このコロナ禍において、非正規労働者は「休業補償がされない」「契約を解除された」など大変厳しい事態に直面し、元々ぎりぎりだった生活が完全に破綻して、貧困状態に追い込まれています。最低賃金に近い条件で働く、多くの非正規・中小企業労働者の実情を踏まえた最低賃金にするために、非正規労働者の意見を直接聞くことは、審議会の責務として行うべきものと考えます。異議に対する審議の場では、非正規労働者による意見陳述の機会を作ることを要請します。異議申し出に至った実情や真意が伝わるよう、当事者が意見陳述することが不可欠だと考えます。

3. 全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を国に働きかけるよう求めます

最低賃金を都道府県ごとに決定する事は、地域間格差をさらに拡大し、人口流出による地域コミュニティの喪失など、日本全体に悪影響を及ぼします。一刻も早く最低賃金は全国一律にするべきです。また、最低賃金を全国一律にし、生活できる水準に引き上げるためには、中小企業への支援拡充が欠かせません。膨らみ続ける大企業の内部留保をほんの一部活用し、公正な取引環境の整備や経営支援を実施すれば、最低賃金の全国一律・大幅引き上げに対応する事は十分可能だと考えます。そのために、地方からの声で国を動かすことが非常に重要です。ぜひ国に対して、全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を働きかけていただくよう求めます。

以上



2021年8月18日

愛知労働局長 伊藤 正史 様

愛知県労働組合総連合女性協
議長 河合 祐

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書

令和3年8月5日、愛知県最低賃金審議会会長から愛知労働局長あてに答申された「愛知県最低賃金の改正決定」について異議を申し立てます。

最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきです。企業の支払い能力で決められるものではなく、いまず時給1500円をめざすことが求められます。

コロナ禍にあって、私たち国民のいのちとくらしを守り、支える、いわゆるエッセンシャルワーカーと言われる労働者が、劣悪な労働条件のもとに置かれている問題があります。エッセンシャルワーカーには最低賃金で働く女性労働者が多く、女性の貧困を作り出しています。女性労働者が多くを占める非正規労働者を、「家計補助的」で「安価な労働力」、「雇用の調整弁」としてきたことが、コロナ危機のもとでの矛盾と困難を広げています。「世帯単位で見れば、女性の働き方は家計補助的なものなのだから低賃金におかれたままでいい」という考え方を放置してきたことが、全体の低賃金構造を作り出しています。女性も男性も一人ひとりの労働者が、一人分の賃金で8時間働けば普通にさせる構造を作り出していかねばなりません。最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきです。

＜新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の経済活性化のために＞

新型コロナウイルス危機を乗り越えるためにも、最低賃金を引き上げ、引き上げのための中小企業の負担を減らすために政府によるさらなる支援の強化が求められています。最低賃金を改定した場合に賃金を引き上げなければならない労働者が多い業種は、宿泊・飲食業、小売業など新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を強く受けている業種と一致し、女性の多い業種でもあります。女性の賃金水準の向上と雇用の安定のためにも、最賃の引上げと中小企業支援の拡充を求めます。

＜生計費として時給1500円程度は最低必要＞

全労連が、健康で文化的な最低限の生活を維持できる「絶対的指標」を導き出すための「最低生計費試算調査」を行い、全国どこでも、税・社会保険料込で月額25万円弱は必要という結果が出ました。月150時間で換算すれば、おおよそ時給1500円程度となります。

＜女性の貧困・子どもの貧困をなくすために最低賃金の引き上げが必要である＞

現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、個人を単位として必要な生計費水準の最低賃金を考えるべきです。日本の子どもの貧困率は非常に高く、さらに「ひとり親と子どもの世帯」の相対的貧困率は50%を超えており世界一高いです。母子世帯の8割以上が就業していますが、働き方の半数は非正規雇用であり、働いても生活保護などの所得補填がなければ暮らしていけない貧困世帯も多い事が問題です。パートのダブルワーク、トリプルワークで、働き詰めに働いても、生計費を賄えない賃金は、憲法25条違反であり、子どもの貧困をなくすためにも、母子世帯の稼働所得水準を上げることは喫緊の課題です。

＜男女賃金格差を是正するためには、最低賃金の引き上げが必要である＞

女性労働者の6割近くは非正規労働者であり、そのなかでもパート労働者が多数を占めています。男性正規労働者の賃金水準を10割とした場合、女性非正規労働者の賃金水準は3割を超えず、男女賃金格差是正のために最低賃金を引き上げる意義は大きいです。また、長時間労働が蔓延し、ワークライフバランスを実現する施策が整わず、性別役割分担意識が払しょくされない中で、女性労働者は正規雇用から排除され、非正規雇用を選ばざるを得ないのです。「8時間働けばふつうに暮らせる賃金」の実現が求められています。男女ともに残業しなくても暮らせる賃金を保障するために、最低賃金の引き上げが必要です。

＜女性の自立のために最低賃金の引き上げが必要である＞

女性が非正規雇用を選ばざるを得ない背景の一つに、長時間労働が蔓延する中で、家族的責任を果たすためにパートなど労働時間が選べる雇用形態を選択している実態があります。その際、税と社会保障制度が世帯単位となっているために、世帯の所得を減らさないことを目的に、女性が就労調整を行い、夫の扶養の範囲で働くことを選択している状況は少なくない。女性の現役時代の低所得は、老後の年金額にも反映され、女性の年金額は低く、単身での暮らしを賄うものとならない。女性が就労調整をせずに働くことを可能にし、男女問わずに生涯自立して生計を賄うに足る年金額の保障のため最低賃金額の大幅引き上げが求められている。

以上

2021年8月19日

愛知労働局長 伊藤 正史 殿

愛知地域労働組合きずな東部支部
執行委員長 城下 英一愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する
異議申出書

愛知地方最低賃金審議会は、2021年度の最低賃金について、中央最低賃金審議会の目安通り28円引き上げる答申を愛知労働局長に対して行いました。時間額は955円になりますが、愛知県では1円の上積みもありませんでした。私たちは「最低生計費調査」を通して、1人暮らしの青年がまともに暮らすには、全国どこでも月額24万円以上が必要であり、それを時間額に換算した1,500円の最低賃金実現をめざして要求してきました。今回の引き上げ額28円、10月から適用される時間額955円は、労働者の生活実態からあまりにもかけ離れており、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減や2019年の消費税率引き上げによる可処分所得減少の穴埋めさえできていません。

特に、最低賃金の影響を最も受けるパートや臨時、派遣など、「賃金が低廉な」非正規雇用の労働者にとっては、非常に厳しい結果になりました。中小零細企業には労働組合のないところが多く、会社側と交渉できる職場は限られています。そのため最低賃金の引き上げが、そのまま給料の引き上げにつながっているところもあります。新型コロナウイルス蔓延のもとで、飲食業、小売業、宿泊業、製造業などを始めとする中小零細企業は、経営が非常に厳しくなっており、そこに勤める労働者は、労働日数や労働時間の短縮などによって収入が減少し、夏の一時金が支給されなかった職場もあります。こうした厳しい生活実態の中だからこそ、1円の引き上げに据え置かれた昨年の分まで最低賃金の大幅な引き上げが必要でした。

7月28日に開かれた第501回愛知地方最低賃金審議会では、中央最低賃金審議会の目安（答申）と県内労働者の実態の報告に続いて、事務局から6件の意見書の説明がありました。意見書は労働者・市民が意見や要望を述べ、議論を提起する機会としては重要ですが、書面だけでは委員の方に伝えきれない生の声や実態を聞いていただく意見陳述の場が必要と考えます。特に最低賃金の影響を最も受ける、中小零細・非正規労働者の意見陳述の機会こそ必要です。労働者の生活の改善と購買力の向上、ひいては景気の回復につながる社会的影響力も持つのが最低賃金であり、「賃金が低廉な労働者」の生活の向上を図るため、全般的な議論を行うのが最低賃金審議会の役割ではないでしょうか。

あわせて、中小企業や小規模事業者の賃上げを可能とする環境整備（生産性向上や公正取引）や事業継続のための支援策についての議論をより深め、政府への要請もお願いします。

以上



2021年8月18日

愛知労働局長 伊藤 正史 様

愛労連パート臨時労組連絡
代表幹事 平野正史

愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に対する 異議申立書

令和3年8月5日、愛知県最低賃金審議会会長から愛知労働局長あてに答申された「愛知県最低賃金の改正決定」について異議を申し立てます。

新型コロナウイルスの蔓延にあつて、国民のくらしを支えるエッセ ンシャル・ワークの重要性が注目されていますが、その労働現場は低賃金の非正規雇用労働者が支えており、不安定な雇用による失業への恐怖と、蓄えがない世帯への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖とのたたかいとなっています。これらの人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るためには最低賃金の引き上げが重要です。

最低賃金の抑制は、経済に対する負の効果しかありません。消費を向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。それには、全国一律最低賃金制に転換し、地域間格差解消、全国どこでも最低生計費を保障する時給 1500 円以上に引き上げることが必要です。同時にそれを補完する、利用しやすい中小企業の願いに寄り添った行政のすばやく力強い支援策の拡充は不可欠です。

また、多くの国際機関が日本の最低賃金の異常な低さに言及しています。ILOは、調査報告で「日本の最低賃金制度は特異」と指摘しています。地域別最低賃金ではなく、全国一律最低賃金制を望ましいとしているのです。IMF（国際通貨基金）は「日本の最低賃金は先進国のそれを下回っており、平均賃金比でも最低クラスとなっている。経済をデフレから脱却させ成長を再活性化するために社会のすべての層での賃金の引き上げは大きな効果を持ち得る」と分析・提起しています。

審議会委員に非正規労働者がいないので、非正規労働者の実態がわからないのではないのでしょうか？皆が望んで非正規労働者に甘んじているわけではないのです。世界にも類のない異常な日本の賃金抑制策により、不安定な雇用と低賃金で“その日くらし”をさせられています。企業の内部留保が増大する中、毎日の食事もままならない人々が増えています。私たちの仲間の意見を是非直接聞いて判断して欲しいです。意見陳述すら認めないというのは公平性を著しく欠いていると言わざるを得ません。当事者の声に耳を傾けない運営方法は誤りです。私たちは最低賃金を 1,500 円に引き上げることを求めています。他県では行われている意見陳述を認めない理由の誠実な説明を伺いたいです。今後、審議会の真摯な対応を切に要望します。

以上

2021年8月17日

愛知労働局長 伊藤 正史 様

東三河労働組合総連
議長 伊藤 英一

愛知県最低賃金の改正決定に係る 愛知地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書

令和3年8月5日、愛知地方最低賃金審議会会長から愛知労働局長あてに答申された「愛知県最低賃金の改正決定」に異議を申し立てます。

1. 最賃 28 円アップは月額 4,928 円程度の増額に過ぎません

この 28 円アップだけをみれば 2002 年度時給表示形式になってから最大の増額、と言いたいのでしょうか。しかし、受け取る側からすれば、 $28 \text{円} \times 8 \text{時間} \times 22 \text{日間} = 4,928 \text{円}$ 程度です。

新しい時給で働くと年間収入は

$955 \text{円} \times 8 \text{時間} \times 22 \text{日間} \times 12 \text{月} = 2,016,960 \text{円}$

ワーキングプアの定義が年収 200 万円以下のようなので、今回のアップによる生活改善がどの程度か、想像が付きません。

私たちは、誰もが普通に暮らせる生活を望んでいるのです。

2. 中小企業への支援策を強く要望します

コンビニオーナーが「28 円アップに頭を抱える」と聞きます。体力のない、中小企業にも最賃アップの恩恵が行き渡るためには、国の確固とした中小企業支援が欠かせません。フランス 2 兆 2 8 0 0 億円(2003~05 年)韓国 9800 億円(2017 年から 5 年間)、そういった諸外国に学びながら、国民の生活を守るため最賃制度を活用するよう、ご尽力ください。

3. 労働者等に意見陳述させる県が増えていきます

生活実態は本人に聞くに限る。少しでも実態把握が進むよう、様々な工夫・手立てを追求して下さい。その一つとして、私たちにも意見陳述をさせてください。



以上

2021（令和3）年8月20日

愛知労働局長
伊藤 正史 様



名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館
愛知県労働組合総連合（愛
議長 西尾

愛知地方最低賃金審議会の意見に関する「異議申出書」

【異議の内容】

8月5日に開催された第502回愛知地方最低賃金審議会は、本年10月1日効力発生の愛知県最低賃金について、時間額955円とする意見（答申）を提出した。この内容と審議過程に異議を申し出る。

【異議の理由】

1. 最低賃金は、家計の補助ではなく、生計費をまかなえる水準でなければならない

コロナ禍で多くの非正規労働者が解雇・雇止め・休業になり、その多くが女性であった。従来、パートなどの非正規労働は、家計の補助的なものとみなされてきた。しかし、雇用者の約4割を占める非正規労働者の中には、シングルマザーに典型を見るように、自らの収入で生計を維持している人々があり、そうした人々が増加しつつある。コロナ禍で明らかになったのは、さまざまな事情で正社員になれないが、生活維持のためにフルタイムやパートタイムの非正規（時間給）で働く多くの人々が、解雇・雇止め・休業で即生活困窮に陥ったことである。

生計費をまかなえる水準という観点で答申額をみれば、時間額955円×8時間（1日の労働時間）×22日（1カ月の就労日数）＝168,000円から、税金・社会保険料・家賃を差し引くと、月に10万円を切る収入であり、まともな生活を維持できる金額ではない。愛労連は、25歳の青年が名古屋市内のアパートで1人暮らしをした場合の生計費を実態調査に基づき計算し、時間額1,500円という結論を出した。1,500円なら贅沢をしなければある程度まともな生活を維持できる。まずは直ちに1,000円以上に引き上げるべきである。

2. 生活保護水準と最低賃金の比較について

今回の答申でも、中央最低賃金審議会に提出された資料にもとづき、愛知県最低賃金（2019年度）は生活保護費を下回っていないとされた。しかし、添付資料にあるように、愛労連の比較（2018年度）では、愛知県最低賃金は生活保護費を下回っているし、2019年度においても同様である。

3. 中小零細企業には十分な財政的支援をしなければならない

今回、答申の決定に際し、5名の使用者代表委員が反対した。コロナ禍での中小企業の苦境が背景にある。しかし、7月15日付の意見書でも述べたように、コロナ禍にあっても2020年度の税収は過去最高となり、中でも法人税の伸びが顕著で、大企業の内部留保も膨らみ続けている。それらを活用した公正な取引の実現と中小企業への支援を強化すれば、最低賃金の大幅な引き上げや全国一律最賃制度の実現は十分に可能であり、そのことが、コロナ禍で疲弊した経済から脱して、地域循環型経済をつくるベースになるものと確信する（愛労連が7月7日に発表した「愛知県最低賃金引き上げの地域経済効果試算」を参照）。

答申には中小企業支援について一言も言及されていないし、審議会（本審）においても中小企業支援について全く議論されていない。適正価格による公正取引の確立と中小企業の法定福利費負担などに対する特別な財政措置について、政府に要請する付帯事項を答申に盛り込むことを改めて要求する。

4. 審議の過程は納得できるものではない

全国の地方審議会では、これまで実施されてきた28府県に加え、大分県で初めて意見陳述が行われるなど、審議会は変わってきている。にもかかわらず、愛知では依然として意見陳述が行われず、専門部会も公開されていない。このような審議会のあり方はとうてい納得できるものではない。

以上

資料：最低賃金額と生活保護費の比較

－2020（令和2）年度愛知地方最低賃金審議会答申資料の検討－

1. 最低賃金額は、本当に生活保護費を上回っているか？

2007年に最低賃金法が改正され、地域別最低賃金（以下、最低賃金）の決定に関して、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」条文（第9条第3項）が加えられた。そして、2008年以降、中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会では、毎年、最低賃金額（手取り）と生活保護費（若年単身世帯）の比較がなされ、2014年度には、全ての都道府県において、最低賃金額が生活保護を上回ったとされている。

2020（令和2）年度の愛知地方最低賃金審議会（2020年8月5日）の答申においても、2018年10月1日発効の愛知県最低賃金（1か月換算額、手取り）が127,667円、同年度の生活保護費が102,871円で、最低賃金額が生活保護費を24,796円上回っているという資料が添付されている。

しかし、すでに全労連（全国労働組合総連合）や神奈川県における最低賃金裁判の原告などが指摘しているように、最低賃金審議会で行われている最低賃金額と生活保護費の比較のための計算方法にはいくつかの問題（本資料2の（3）主な問題点を参照）が含まれており、そうした問題について、これまで愛知地方最低賃金審議会でも議論された形跡はない。愛労連は、2020年9月3日付けで伊藤正史愛知労働局長に提出した「愛知県最低賃金改定審議のあり方に関する質問書」の中で、愛知県最低賃金と生活保護費の比較のための計算方法について問いただした。その結果、2020年11月11日に愛知労働局から愛労連に回答文書（省略）が渡された。以下、愛知労働局の回答文書で明らかとなった愛知県最低賃金と生活保護費を比較する計算方法の要点と問題点を指摘するとともに、問題点を解消した場合の試算結果を提示する。

2. 愛知労働局回答文書にみる計算方法の要点と主な問題点

最低賃金額は時間額で決定され、最低賃金額で働く労働者は税金や社会保険料を負担するが、生活保護費は月額で支給され、税金や社会保険料負担はない。また、最低賃金は、労働者の年齢や家族構成にかかわらず、同じ県ならば同じ額であるが、生活保護費は、年齢や家族構成、同じ県内でも級地区分（愛知県では5区分）などによって支給額が異なる。したがって、両者の比較に際しては、どのような計算方法を取るかにより、結果も違うのである。愛知労働局の回答文書によれば、最低賃金額と生活保護費を比較する計算方法の要点は下記のとおりである。

（1）最低賃金額（手取り額）の1か月換算額の計算方法

①手取り額を計算するための、可処分所得割合（可処分所得÷給与収入）の計算

2018年度の地域別最低賃金が最低額の鹿児島県最低賃金額（761円）で、1か月当たり173.8時間（法定労働時間である週40時間）働いた場合の給与収入を想定し、他の給与（賞与等）はないと仮定して、当該労働者が納付すべき税・社会保険料（雇用保険料を含む）を

算出。さらに、給与収入から税・社会保険料を控除して可処分所得を求める

②愛知県最低賃金額 898 円で月に 173.8 時間働いて得た給与収入に、上記の可処分所得割合を乗じて算出

(2) 生活保護費の計算方法

①18 歳～19 歳の若年単身世帯

②生活扶助基準（第 1 類費と第 2 類費（冬期加算を除く）、期末一時扶助費の 1 か月平均）を愛知県内の級地別人口で加重平均

③生活扶助基準第 2 類の冬期加算（11 月～3 月まで支給）地区は、愛知県などが該当する VI 区（2,580 円）とし、この 1 か月平均額を算出

④住宅扶助実績値を愛知県の単身被保護世帯数（住宅扶助を支給されていない世帯を含む、5 地域）で加重平均

(3) 計算方法に含まれる主な問題点

愛知労働局回答文書にみる上記の計算方法の主な問題点は、下記の 6 点である。

①可処分所得割合

最低賃金額（手取り額）を算定するための可処分所得割合を求めるのに、愛知県の最低賃金額 898 円ではなく、鹿児島県の最低賃金額 761 円を用いている。月平均労働時間を一定（173.8 時間）とした場合、最低賃金額が低いと、多くの場合、可処分所得割合が高くなり、逆に、最低賃金額が高いと、可処分所得割合が低くなる。鹿児島県最低賃金額 761 円を用いた計算では、可処分所得割合が 0.818 であるが、愛知県最低賃金額 898 円を用いて計算すると、可処分所得割合は 0.810 と 0.008 ポイント低くなる（計算方法は、附属資料 1 を参照）。その結果、愛知県最低賃金額（1 か月換算額、手取り額）は、127,667 円から 126,418 円（156,072 円×0.810）と低くなる。

②所定労働時間

最低賃金額を月額に換算する場合の所定労働時間 173.8 時間は、労働基準法上許容されている最長の所定労働時間であり、年間では 2,085.6 時間になる。実際には、多くの場合、土曜の休日・祝日・夏季・年末年始などの休暇があり、月平均所定労働時間は 173.8 時間より少ない。かつて政府は、「計画期間中に年間総労働時間 1800 時間を達成することを目標とする」と明示していた（「生活大国 5 か年計画—地球社会との共存をめざして—」1992 年 6 月 30 日、計画期間は 1992 年度～1996 年度）。この目標値に照らせば、月所定労働時間を 150 時間（1800÷12 か月）とすることが妥当であろう。月所定労働時間を短く設定すれば、愛知県最低賃金額（給与収入）の 1 か月換算額は、156,072 円から 134,700 円（898 円×150 時間）に減少する。

③生活扶助基準

生活扶助基準の第 1 類費と第 2 類費（冬季加算を除く）および期末一時扶助費（1 か月平均）を愛知県内の級地別人口で加重平均する方法では、愛知県で生活扶助基準が最も高い名古屋市（1 級地—1）の生活扶助額よりも低くなる。すなわち、名古屋市の生活扶助基準（第 1 類費+冬季加算を除いた第 2 類費+期末一時扶助費の 1 か月平均）は、79,798 円であるが、加重平均では、73,614 円となる。「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」という

最低賃金法の趣旨は、「最低賃金が生活保護を下回らないように配慮する」ということであるから、愛知県で最も高い級地である名古屋市の生活扶助基準を採用すべきである。

④住宅扶助

住宅扶助実績値 28,182 円は、単身被保護世帯に支給された住宅扶助の平均額を 5 地域の単身被保護世帯数で加重平均したものである。まず、住宅扶助実績値の平均額は、住宅扶助を支給されていない世帯も含まれているから、その分平均額が低くなる。また、5 地域の実績値の世帯加重平均額 28,182 円は、平均額がもっとも高い名古屋市の実績値 28,608 円（1 円未満四捨五入）よりも低くなる。さらに、住宅扶助の運用においては、多くの場合、住宅扶助基準額以内の安い物件（公営住宅も含む）に住むことを指導され、一般的な労働者が通常探しうる賃貸物件よりも、はるかに低い金額となる。たとえば、名古屋市単身世帯の住宅扶助基準額は 37,000 円（ただし、特別の事情のある場合は 48,000 円）であるが、上記のように名古屋市の住宅扶助実績値（平均額）は 28,608 円となっている。なお、2015 年に愛労連が実施した生計費試算調査結果では、名古屋市の住宅費（家賃）は 45,000 円である。労働者の最低生計費としての生活保護費を算定するには、少なくとも住宅扶助の基準額 37,000 円（名古屋市）、または特別基準額（48,000 円）を用いるべきである。

⑤勤労控除（働くために必要な経費の控除）

生活保護費の算定に際して、勤労控除（働いて収入を得ている者が生活保護を受ける場合に、収入額に応じて一定額を勤労に伴う必要経費として控除されること）を全く認めていない。生活保護法は、働いて収入を得ている者でも、勤労控除後の収入が生活保護基準額より低い場合には、保護の対象としている。働きに出れば、被服費や交通・通信費、交際費等、様々な出費が増加する。こうした働くために必要な経費を、「勤労控除」として収入から除かないと、働くことによって実質的な生活水準が低下してしまうからである。したがって、労働者の最低生計費としての生活保護費を算定するには、「勤労控除」（働くために必要な経費の控除）のうち、少なくとも「基礎控除」を含めるべきである（勤労控除には、基礎控除・新規就労控除・未成年者控除がある）。

⑥生活保護の種類

生活保護の種類は、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の 8 種類である（生活保護法第 11 条）。しかし、生活保護費の算定に際しては、生活扶助と住宅扶助のみである。単身若年の労働者を想定した場合でも、全く医療機関を受診しないということはないはずであり、医療扶助（原則として現物給付）を生活保護費に含めない分、生活保護費が低くなる。最低賃金額と生活保護費を比較する場合、少なくとも医療扶助に相当する費用を考慮すべきであろう。

3. 問題点を解消した試算結果

上述した主な問題点のうち、①～⑤を解消した比較試算結果（是正結果）と、愛知地方最低賃金審議会答申資料にある計算結果を比べたものを下表に示した。是正結果をみれば、愛知県最低賃金（126,418 円）が生活保護費（147,073 円）を下回っていることは明らかである。なお、1 か月の所定労働時間を 173.8 時間とした場合であり、150 時間とした場合の愛

知県最低賃金（1か月換算額、手取り）を、注1）に記した。

2018（平成30）年度	③答申資料	④是正結果（試算）	差 ④-③
① 愛知県最低賃金（時間額 898円の1か月換算額、手取り） *可処分所得割合	127,667円 *0.818	126,418円 *0.810	△1,249円
② 愛知県の生活保護費 （18歳～19歳・単身世帯）	102,871円	147,073円	44,202円
第1類費+第2類費 （冬季加算を除く）	72,563円 *人口加重平均値	78,640円 *1級地-1（名古屋市）の基準額	6,077円
冬季加算（1か月平均）	1,075円	1,075円	-
期末一時扶助費（1か月平均）	1,051円 *人口加重平均値	1,158円 *1級地-1（名古屋市）の基準額	107円
住宅扶助	28,182円 *実績値の世帯加重平均値	37,000円 *名古屋市の基準額（特別基準額は48,000円）	8,818円
勤労控除（基礎控除）	なし	29,200円	29,200円
差 ①-②	24,796円	△20,655円	

注1）1か月の所定労働時間を150時間として試算すれば、愛知県最低賃金（1か月換算額、手取り）は110,319円と、さらに低くなる（可処分所得割合は0.819、その計算法は附属資料2を参照）。

2）住宅扶助として、名古屋市の特別基準額48,000円を適用すれば、愛知県の生活保護費は158,073円と、さらに増加する。

附属資料1 可処分所得割合の計算(愛知県の場合)、2018(平成30)年度

		備考
(A)給与収入		
愛知県最低賃金額(円)A	898	
月労働時間B	173.8	
月額(円)C	156,072	156,072.4 を四捨五入
年額(円)D=C×12	1,872,864	
千円未満を切捨E	1,872,000	
社会保険料・雇用保険料		
厚生年金保険料(月額)F	14,640	標準報酬第10等級×9.15%
健康保険料(月額)G	7,920	標準報酬第13等級×4.95%
社会保険料(月額)H=F+G	22,560	
社会保険料(年額)	270,720	
雇用保険料(年額)=E×0.003	5,616	
雇用保険料(月額)I	468	
雇用・社会保険料の月額J=H+I	23,028	
雇用・社会保険料の年額K	276,336	
所得税		
給与所得控除額L		
=収入金額×30%+180,000円	741,859.2	
給与所得M=D-L、1円未満を切捨	1,131,004	
基礎控除額N	380,000	
雇用・社会保険料控除額=K	276,336	
課税所得金額O=M-N-K	474,668	
1000円未満切り捨てP	474,000	
所得税額=P×5%	23,700	
所得税額(月額)	1,975	
住民税		
基礎控除額Q	330,000	
課税所得金額R=M-Q-K	524,668	
1000円未満を切捨S	524,000	
市民税所得割額=S×6%	31,440	
100円未満切り捨てT	31,400	
県民税所得割額=S×4%	20,960	
100円未満切り捨てU	20,900	
市県民税調整控除額V	2,500	
市民税均等割額W	3,500	
県民税均等割額X	2,000	
住民税額=T+U-V+W+X	55,300	
住民税額(月額)	4,608	
(B)税・社会保険料(雇用保険料含む)(月額)Y	29,611	
可処分所得(月額)Z=C-Y	126,461	
(C)可処分所得割合=Z÷C	0.810	

注1)愛知労働局の回答文書(2020年11月11日に入手)をもとに、愛知県最低賃金(898円)で月173.8時間働き、他の給与はなしと仮定した。

2)最低賃金額(給与収入)が増加すると、社会保険料の標準報酬額や給与所得控除額なども増加する場合があります、その場合、通常、可処分所得割合は低下する。

附属資料2 可処分所得割合の計算(愛知県の場合)、2018(平成30)年度

(A)給与収入		備考
愛知県最低賃金額(円)A	898	
月労働時間B	150	
月額(円)C	134,700	134,700
年額(円)D=C×12	1,616,400	
千円未満を切捨E	1,616,000	
社会保険料・雇用保険料		
厚生年金保険料(月額)F	12,261	標準報酬第7等級×9.15%
健康保険料(月額)G	6,633	標準報酬第10等級×4.95%
社会保険料(月額)H=F+G	18,894	
社会保険料(年額)	226,728	
雇用保険料(年額)=E×0.003	4,848	
雇用保険料(月額)I	404	
雇用・社会保険料の月額J=H+I	19,298	
雇用・社会保険料の年額K	231,576	
所得税		
給与所得控除額L	650,000	
給与所得M=D-L、1円未満を切捨	966,400	
基礎控除額N	380,000	
雇用・社会保険料控除額=K	231,576	
課税所得金額O=M-N-K	354,824	
1000円未満切り捨てP	354,000	
所得税額=P×5%	17,700	
所得税額(月額)	1,475	
住民税		
基礎控除額Q	330,000	
課税所得金額R=M-Q-K	404,824	
1000円未満を切捨S	404,000	
市民税所得割額=S×6%	24,240	
100円未満切り捨てT	24,200	
県民税所得割額=S×4%	16,160	
100円未満切り捨てU	16,100	
市県民税調整控除額V	2,500	
市民税均等割額W	3,500	
県民税均等割額X	2,000	
住民税額=T+U-V+W+X	43,300	
住民税額(月額)	3,608	
(B)税・社会保険料(雇用保険料含む)(月額)Y	24,381	
可処分所得(月額)Z=C-Y	110,319	
(C)可処分所得割合=Z÷C	0.819	

注1)愛知労働局の回答文書(2020年11月11日に入手)をもとに、愛知県最低賃金(898円)で月150時間働き、他の給与はなしと仮定した。

2021年8月20日

愛知労働局長 伊藤 正史 様

(組織) 愛知県医療介護福祉労働組合連合会 (愛知県医労連)

(代表者) 執行委員長 渡邊

愛知地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書

【異議の内容】

愛知労働局一般公示第53号「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する公示」(令和3年8月5日)に関して、以下の通り異議申出を行います。

8月5日、愛知地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を28円引き上げ、955円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

【異議を申し立てる理由】

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックから1年半が経過しました。医療・介護・福祉労働者は国民のいのちと健康を守るため、自らの感染リスクにも向き合い、強い行動制限も受け入れ、コロナ禍での医療経営悪化の影響により賃金を削減されながらも、責任感や使命感でなんとか医療現場を支えてきました。しかし、いまだにコロナ禍の収束が見通せない中で、これだけ頑張り続けているのに、救えないいのちを目の当たりにし、身体的にも精神的にも過重が強いられる実態になっています。

コロナ感染拡大の爆発的な感染者数の増加は、医療従事者をはじめ、労働者・国民の生活を苦しめています。非正規労働者をはじめ、低収入が暮らしをひっ迫しています。コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきましたが、答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。極めて遺憾であり今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、全産業平均よりも低い医師を除く医療・介護労働者の賃金水準の引き上げなど、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも大幅に上積み、早期に愛知県最賃1,000円以上に、1500円以上にしていく必要があります。今年度の愛知県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。



記

1、愛知最賃 955 円は 1 日 8 時間労働で週 5 日働いて 7640 円に過ぎません。1 カ月 22 日労働にすると 168,000 円に過ぎず、憲法第 25 条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」にうたわれた保障にはほど遠い状況です。私たちは全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額 24 万円（時給 1500 円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。

2、答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京（1,041 円）と愛知県（955 円）との差は 86 円におよびます。医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって初任給月額格差が約 10 万円にもなる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

3、以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額 1500 円は必要です。一度に引き上げができないとしても、早期 1000 円への到達、1500 円に到達するまでの計画を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

4、非正規労働者の当事者の意見陳述の場がない愛知県最低賃金審議会は閉鎖的と言わざるを得ず、すでに全国では 28 府県で実施されている審議会の意見陳述の場を保障すべきです。実証性に基づいた当事者の意見陳述が確保される愛知県最低賃金審議会のあり方を改善してください。

以 上

2021年 8月20日

愛知労働局長
伊藤 正史 様

愛知県医療介護福祉労働組
青年部長 長
住所 愛知県名古屋市熱田区沢
労働会館
電話番号 052-883-6955

2021年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、愛知地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を28円引き上げ、955円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

記

1. 労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。正規職員の求人は厳しく若い世代の非正規労働者は増加しています。愛知県最低賃金時間給955円では、自立した生活を送ることができません。結婚して、子どもを産み育てられる環境にも程遠い状況です。早期1,000円の引き上げ、1,500円への引き上げへ、愛知県最低賃金審議会は議論とその到達に向けた計画的な審議をすすめてください。非正規労働者の意見陳述の場を保障し、審議会の役割を実証に基づいたものへ改善して下さい。

以上



2021年8月20日

愛知労働局長 伊藤 正史 様

愛知民医連労働組合連合会

執行委員長 原 真理

住所 愛知県名古屋市熱田区沢下町9番3

電話番号 052-883-6955 (愛知県医労連内)

2021年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、愛知地方最低賃金審議会は、最低賃金の時間額を28円引き上げ、955円に改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

下記に示した意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映することを要望いたします。

記

1. 医療介護福祉労働者は専門職でありながら、最賃近傍で働いています。愛知最賃955円では生計費原則に基づいた保障にはなっていません。25歳単身者が借家ですらには、全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上が必要となります。労働基準法第一条、憲法第二五条に基づき、愛知最賃1000円への引き上げへ再審議を願います。愛知最賃1500円の引き上げの計画を行ってください。

以上



写

愛労発基0823第1号
令和3年8月23日

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山恵子 殿

愛知労働局長 伊藤正史

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、別紙のとおり名古屋タクシー協会ほか18団体から最低賃金法第11条第2項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

- 1 名古屋タクシー協会
- 2 千種名東地域労働組合総連合
- 3 愛知県教職員労働組合協議会(愛教労)
- 4 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部
- 5 愛知県タクシー協会
- 6 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部(建交労)
- 7 日本自治体労働組合総連合愛知県本部
- 8 愛知県社会保障推進協議会
- 9 西三河地域労働組合総連合
- 10 全国福祉保育労働組合東海地方本部
- 11 生協労連愛知県協議会
- 12 愛知県労働組合総連合女性協議会
- 13 愛知地域労働組合さずな東部支部
- 14 愛労連パート臨時労組連絡会
- 15 東三河労働組合総連合
- 16 愛知県労働組合総連合(愛労連)
- 17 愛知県医療介護福祉労働組合連合会(愛知県医労連)
- 18 愛知県医療介護福祉労働組合連合会青年部
- 19 愛知民医連労働組合連合会



写

令和3年8月23日

愛知労働局長
伊藤正史 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山恵子

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

令和3年8月23日、貴職から、愛知県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する、別紙19団体からの異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したことを答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

- 1 名古屋タクシー協会
- 2 千種名東地域労働組合総連合
- 3 愛知県教職員労働組合協議会(愛教労)
- 4 全労連・全国一般労働組合愛知地方本部
- 5 愛知県タクシー協会
- 6 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部(建交労)
- 7 日本自治体労働組合総連合愛知県本部
- 8 愛知県社会保障推進協議会
- 9 西三河地域労働組合総連合
- 10 全国福祉保育労働組合東海地方本部
- 11 生協労連愛知県協議会
- 12 愛知県労働組合総連合女性協議会
- 13 愛知地域労働組合きずな東部支部
- 14 愛労連パート臨時労組連絡会
- 15 東三河労働組合総連合
- 16 愛知県労働組合総連合(愛労連)
- 17 愛知県医療介護福祉労働組合連合会(愛知県医労連)
- 18 愛知県医療介護福祉労働組合連合会青年部
- 19 愛知民医連労働組合連合会

